

アスト駐車場火災報知設備取替修繕

図面リスト		
図面番号	図面名称	縮尺
E-01	電気設備特記仕様書1	N/S
E-02	電気設備特記仕様書2	N/S
E-03	電気設備特記仕様書3	N/S
E-04	位置図・配置図	N/S
E-05	自動火災報知設備 系統図	N/S
E-06	自動火災報知設備 1階・2階平面図(改修後)	1/200
E-07	自動火災報知設備 3階・4階平面図(改修後)	1/200
E-08	自動火災報知設備 5階・6階平面図(改修後)	1/200
E-09	自動火災報知設備 7階・8階平面図(改修後)	1/200
E-10	自動火災報知設備 9階・PH1階・PH2階平面図(改修後)	1/200

図面リスト		
図面番号	図面名称	縮尺
E-11	自動火災報知設備 1階・2階平面図(改修前)	1/200
E-12	自動火災報知設備 3階・4階平面図(改修前)	1/200
E-13	自動火災報知設備 5階・6階平面図(改修前)	1/200
E-14	自動火災報知設備 7階・8階平面図(改修前)	1/200
E-15	自動火災報知設備 9階・PH1階・PH2階平面図(改修前)	1/200

藤川設計株式会社

電気設備工事特記仕様書	
1. 工事概要	
1. 工事名称	アスト駐車場火災報知設備取替修繕
2. 工事場所	津市 羽所町 地内
3. 建物概要	複合用途 鉄骨造 18階建 地下1階 延べ面積 52,166.43㎡ 用途区分(16)項目
4. 工事種目	用途区分は消防法施行令別表第一による表記
下記において●印を付した工事を対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> 電力設備 受変電設備 電力貯蔵設備 発電設備 通信・情報設備 中央監視制御設備 医療関係設備 構内配電線路 構内通信線路 その他
II. 共通仕様	<p>図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 <ul style="list-style-type: none"> 「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気(機械)設備工事編 各平成31年版) 「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編・電気(機械)設備工事編 各平成31年版) 「公共建築設備工事標準図」(電気設備工事編・機械設備工事編 各平成31年版) 電気設備に関する技術基準を定める省令(電気設備技術基準) 電気工業の業務の適正化に関する法律 電気工事法 労働安全衛生法 消防関連法規(条例・所轄署指導要領を含む。) 電力会社供給約款 その他関連法令、関連諸基準
III. 特記仕様	<p>1. 一般共通事項</p> <p>下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(1) 工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。</p> <p>(2) 設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面との誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書のとおり施工することで将来不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督員と協議すること</p> <p>なお、設計図書のとりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。</p> <p>(3) 他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。</p> <p>2. 足場</p> <p>設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省 平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。</p> <p>足場(つり足場、張出し足場又は高さが1.0m以上の足場で、組立から解体までの期間が60日以上のものに限る)の組立て後、市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。</p> <p>1) 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者</p> <p>2) 労働安全衛生法第81条に規定する労働安全コンサルタント(区分が土木又は建築である者)や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者</p> <p>3) 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全管理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1)又は2)に掲げる者と同等の知識・経験を有する者</p> <p>3. 三重県産業廃棄物税</p> <p>本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して、当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。</p> <p>なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表(マニフェストの数量の集計)を超えて請求することはできない。</p> <p>4. 電気工作物の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般電気工作物 自家用電気工作物 <p>5. 電気工事士</p> <p>電気工事士の区分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。</p> <p>6. 電気工業の業務の適正化に関する法律</p> <p>電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p> <p>7. 電気保安技術者</p> <p>電気工作物に係る工事は電気保安技術者を配置し、工事期間中の電気工作物の保安業務を行う。</p> <p>なお、電気主任技術者が選任されている施設においては、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、指導を受けるものとする。</p>

8. 品質管理	<p>工事施工に関して、着手前・施工中・施工後の自主検査を実施すること。</p> <p>チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。</p>
9. 出来形管理	<p>以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。</p> <p>① 各種盤据付</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震強度(設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ) 基礎寸法 水平垂直 <p>② 配管・配線工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 支持間隔 <p>③ スイッチ類の取付高さ</p>
10. 測定機器の校正等	<p>試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書(写)又は有効期限内の精度保証書(写)等を提出する。</p> <p>また、照度計、騒音計、振動レベル計等の特定計量器を用いて計測する場合は、計量法に基づく検定に合格し、かつ検定有効期限内のものを使用する。</p>
11. 施工計画等	<p>受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。</p> <p>なお、書類の作成においては、関連する関係者と十分に調整すること。</p> <p>① 総合施工計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> 包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。 <p>② 工種別施工計画書(施工要領書)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。 <p>③ 施工図(プロット図、平面図、展開図、各種詳細図)</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要機器、重量機器等については、固定方法の詳細図を作成し、十分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。 <p>④ 耐震計算書</p>
12. 機材等	<p>工事に使用する材料及び機器等については、次の書類を提出する。</p> <p>① 機器明細図</p> <p>② 各種計算書</p> <p>設計図書による他、監督員の指示による。</p>
13. 工事写真	<p>営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(平成31年版))に従い撮影すること。</p> <p>なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について(平成29年3月1日付け国営整第211号)」による。</p>
14. 施工条件	<p>監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。</p> <p>(1) 施工可能日</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定なし 一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) ●指定あり 指定日(●施設休業日 ●打ち合わせ ●その他()) <p>(2) 施工可能時間帯</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定なし 一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) ●指定あり 指定時間(●午前1時～午前5時 ●打ち合わせ ●その他()) <p>(3) その他()</p>
15. 事故の発生時	<p>工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。</p>
16. 建設副産物	<p>(1) 請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」(建設資材を搬入する場合)及び「再生資源利用促進計画書」(建設副産物を搬出する場合)を施工計画書に綴り込んで監督員に提出する。また、工事の変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」(建設資材を搬入した場合)及び「再生資源利用促進実施書」(建設副産物を搬出した場合)を作成し、監督員に提出する。</p> <p>なお、計画書及び実施書の提出とともにJ A C I C が運営する「建設副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。</p> <p>(2) 請負額1億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後に報告書を提出すること。</p>
17. 発生材の処理等	<p>(1) 引き渡しを要するものは下記のとおりとし、それ以外は別途監督員の指示による。()</p> <p>(2) 特別管理産業廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> 変圧器 コンデンサ その他() <p>現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。</p> <p>なお、施工に際してP C B等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。</p> <p>(3) 現場内において再利用を図るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生土 その他() <p>(4) 再資源化を図るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> コンクリート塊 アスファルトコンクリート塊 建設発生木材 <p>(5) 水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 蛍光灯 H I Dランプ(高輝度放電ランプ) その他() <p>「水銀廃棄物ガイドライン」(平成29年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に基づき適切に 処理すること。</p> <p>(6) 発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。</p> <p>また、再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。</p> <p>(7) 引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。</p> <p>(マニフェストA、B2、D票を提示すること。)</p>

18. 官公署への手続き	<p>工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。</p> <p>なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消防設備関係 ●電気工作物関係 ●受電関係 ●通信関係 ●建設工事関係()
19. 消防法関係の手続き	<p>(1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本工事(●建築工事 ●電気設備工事 ●機械設備工事) ●別途工事 <p>(2) 防火対象物使用開始届出書書類の作成(電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。</p>
20. 工事用仮設物	<p>構内への設置 ●できる(施設管理者と協議) ●できない</p>
21. 工事用電力	<p>構内既存の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ●利用できる(●有償 ●無償) ●利用できない <p>本工事で新規受電した時からの電力料金は本工事に含まれる。また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の選任及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。</p>
22. 工事用水	<p>構内既存の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ●利用できる(●有償 ●無償) ●利用できない
23. 工事中等の保安監理	<p>電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手前から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。</p>
24. 搬入計画	<p>大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法(扉、天井高さ、搬入経路上の曲がり等)、障害物(足場等)、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。</p>
25. 製品確認	<p>発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、</p>
26. 機材等の検査及び試験	<p>検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。</p>
27. 完成確認及び完成検査時等の電源確保	<p>機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。</p>
28. 完成時の操作説明	<p>総合盤等操作に必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。</p>
29. 完成図等	<p>作成する(●完成図 ●保全に関する資料 ())</p> <p>完成図作図範囲(設計図を訂正)</p> <p>完成図はCADにより作成することとし、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)にかかる使用権は、発注者に移譲するものとする。また、製本2部(原図サイズ)により提出すること。</p>
30. 完成写真	<p>デジタルカメラで撮影し、全て1版相当サイズで印刷する。</p> <p>写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。</p>
31. 不正軽油の使用の禁止	<p>(1) 市工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材の搬入車両を含む。)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。</p> <p>(2) 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。</p>
32. 現場での安全確保(自主施工の原則)	<p>(1) 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。</p> <p>(2) 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。</p>

2. 施工仕様	<p>下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。</p>
1. 既設設備等の調査	<p>既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に十分な調査を行うこと。</p> <p>(1) 地中埋設管路</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 項目 ●埋設配管 ●構造物 ●その他() <p>(2) 調査範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●埋設ルート ●その他() <p>(2) 貫通及びはつり</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 項目 ●鉄筋 ●配管 ●その他() <p>(2) 調査範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施工部分 ●その他() <p>(3) 既設との取合い</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 項目 ●接続箇所 ●増設箇所 ●その他() <p>(2) 調査範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施工部分 ●その他()
2. 施工前の測定等	<p>改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認等を着工前に行い、監督員に報告すること。</p>
3. 耐震施工	<p>(1) 想定される地震に対応するものとする。</p> <p>(2) 耐震計算書を監督員に提出するものとする。</p>
4. 耐震基準	<p>耐震措置の計算及び施工方法は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 平成25年版」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)及び「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」(一財)日本建築センター)を適用する。</p>
5. はつり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 雨線外及び補修 ●なし ●あり(貫通場所及び口径は別図による) (2) 溝はつり及び補修 ●なし ●あり(はつり深さは別図による)
6. あと施工アンカー	<p>性能確認試験及び施工確認試験 ・行う ・行わない</p>
7. 基礎の配線ビット	<p>基礎に配線ビットを設ける場合、ビットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、将来増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。</p>
8. 配管・配線の耐震処置	<p>建物引込部の配管の耐震処置 ・行う ・行わない</p> <p>建物のエキスパンションジョイント部の配線の耐震処置 ・行う ・行わない</p>
9. 最上階の埋込配管	<p>最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。</p>
10. 露出配管	<p>(1) 雨線外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。</p> <p>(2) 壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分(2m以下)の配管には、突起のない支持金物又は保護カバーを使用する。</p> <p>(3) 通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。</p> <p>(4) 監督員の指示がある場合は、上記に係わらずその指示に従う。</p>
11. 合成樹脂管	<p>(1) 合成樹脂管の管端には、ブッシングを取り付ける。</p> <p>(2) 原則として屋外の露出には使用しない。(P F管)</p>
12. 予備配管等	<p>埋込型分電盤からの立上り予備配管は、予備回路が4回路以下は(P F 2 2)を1本、5回路以上は(P F 2 2)を2本施工する。スラブ天井の場合は、天井又は梁下200mmまで立上げ、位置ボックスを取付ける。また、二重天井の場合は、天井まで立上げ、位置ボックスを取付ける。</p>
13. 金属製電線管等の塗装	<p>(1) 露出配管、露出ボックス、鋼製プルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 屋外、屋内(電気室、機械室、E P S、居室、廊下)、その他建築意匠上必要な箇所。 2) 図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼製のポール及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。 3) 湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を十分に塗布すること。(監督員が指示した場所は除く。) 4) 仮枠貫通部の金属配管には錆止め塗装を施すこと。 <p>(2) 塗装はエッチングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出プルボックスは指定色焼付塗装とする。</p>
14. 導入線	<p>通線を行わない配管及び配線引抜き後に空となった配管には、導入線(φ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等)を挿入する。ただし、長さ1m以下の部分は省略することができる。</p>
15. 予備スリーブ	<p>梁下に配管・配線スペースがない梁には、1スパンに2本程度を予備スリーブとして埋込む。</p> <p>なお、防火区画貫通スリーブは、防火区画処理を行うこと。</p>
16. ボックス類	<p>位置ボックス及びジョイントボックス類は、特記なき場合、原則として合成樹脂製とする。</p>
17. 軽量間仕切のボックス	<p>軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。</p>
18. プルボックス	<p>(1) 屋外形、特殊な形状又は一辺が800mm以上のものは、製作図を提出すること。</p> <p>(2) 屋外形プルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。</p>
19. ボルト・ナット類	<p>外部に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ステンレス ●溶融亜鉛メッキ仕上げ

工事名称	図面名	縮尺	A2：N/S	日付	訂正	担当	承認	備考
★ アスト駐車場火災報知設備取替修繕	★ 電気設備工事特記仕様書1	★	A3：N/S	★	★	★	★	★
藤川設計株式会社								二級建築士神奈川県登録 31327 長島 彰
E-O 1								

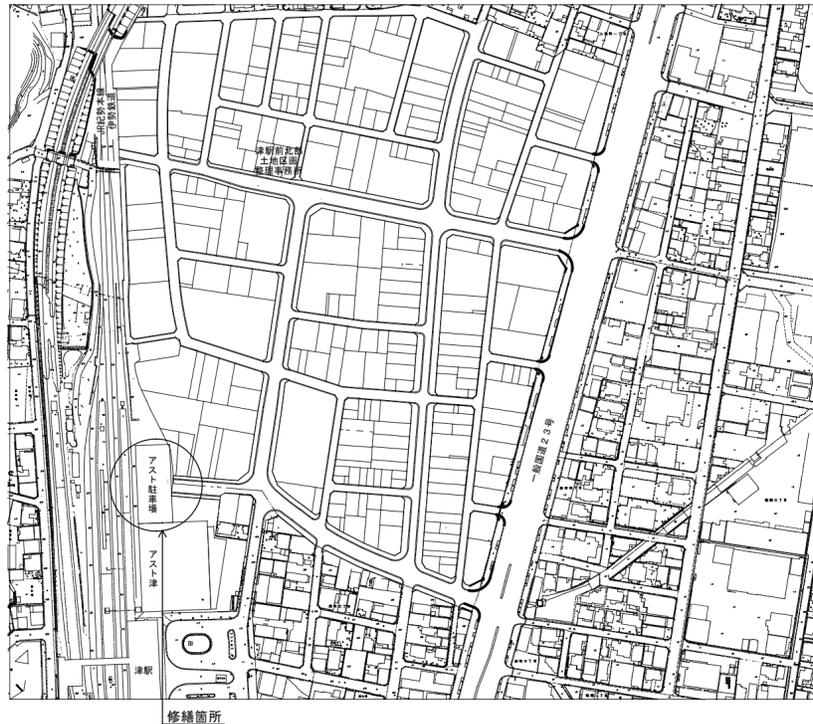
<p>20. ケーブル及び配線 (1)表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札（ケーブル種別及びサイズ、行き先等を表示。）を取り付ける。 ① ケーブルがスラブを貫通する部分 ② ケーブル分岐部分 ③ 変電所内のケーブル引出し部分 ④ 盤内及び接地端子箱の外部配線引込み部分 ⑤ プルボックス内 ⑥ 屋外の共同溝等の直線部分は、50mごと ⑦ 屋外の地中管路より建物内への引込み部分 ⑧ マンホール及びハンドホールごと (2)ケーブル余長 1) 地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所 ・4箇所 ・()箇所 2) 架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所 ・4箇所 ・()箇所</p> <p>21. 配線器具の設置 (1)特殊コンセントはプラグ付とする。 (2)電源の種類により色を区別する。 (3)配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁枠を使用する。 (4)プレートは、図面に特記なき場合、新金属製とする。 (5)カバープレートは、原則として新金属製とする。 なお、器具を突装しない位置ボックスには用途表示をすること。 (6)フロアプレートは、水平高低調整型（空転防止リング付）とする。</p> <p>22. 照明器具の設置 (1)照明器具取付完了後、照度測定を行う。 (2)天井下地材より支持をする場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。</p> <p>23. 照明改修の際の測定 対象室の改修前後の照度等の測定を次のとおり行うこと。 測定箇所 () 測定回数 前後各()回</p> <p>24. 分電盤、制御盤、キュービクル等 (1)図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。</p> <p>25. 受変電設備、発電設備の設置場所 (1)保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2)基礎の高さは周囲の状況を考慮する。 (3)電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。</p> <p>26. 発電設備の燃料配管 (1)フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。 (2)配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。</p> <p>27. 非常放送設備のスピーカ設置 (1)放送区域の各部からスピーカまでの水平距離は10m以内とする。 (2)階段等にスピーカを設置する場合は、垂直距離15m以内とする。</p> <p>28. 土工事 (1)埋戻しの材料及び工法 ・B種 (材料：根切り土の中の良質土 / 工法：機器による締固め) ・その他 () ただし、配管周りの埋戻し材料は山砂とする。 (2)根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管路等は布掘り、外灯基礎、電柱等はつぼ掘りとする。 (3)機械掘削は根切り底を乱さないようにする。</p> <p>29. 地中配線路の表示杭 下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 ① 建物への引込口及び送出口付近 ② マンホール・ハンドホール付近 ③ 地中線路の曲折箇所 ④ 直線部分では30m程度に1個（30mに満たない部分はその間に1個）</p>	<p>3. 機器仕様 下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。なお、詳細については図面による。</p> <p>【電力設備】</p> <p>1. 電灯設備 (1)既設等との取り合い (2)機器類 (3)一般照明器具 (4)照明制御器 (5)外灯 (単独設置) (6)コンセント等 (7)分電盤、制御盤等</p> <p>2. 動力設備 (1)既設との取り合い (2)機器類 (3)負荷設備 (4)負荷設備への接続 (5)電動機等の接地 (6)分電盤、制御盤等</p> <p>3. 雷保護設備 (1)避雷針 (2)雷サージ保護 (3)電源回路保護 (4)通信回線保護 (5)接地設備 (1)接地工事 (2)接地抵抗測定 (3)接地極埋設標</p> <p>【電力設備】 (1)既設等との取り合い (2)機器類 (3)一般照明器具 (4)照明制御器 (5)外灯 (単独設置) (6)コンセント等 (7)分電盤、制御盤等</p> <p>2. 動力設備 (1)既設との取り合い (2)機器類 (3)負荷設備 (4)負荷設備への接続 (5)電動機等の接地 (6)分電盤、制御盤等</p> <p>3. 雷保護設備 (1)避雷針 (2)雷サージ保護 (3)電源回路保護 (4)通信回線保護 (5)接地設備 (1)接地工事 (2)接地抵抗測定 (3)接地極埋設標</p> <p>【電力設備】 (1)既設等との取り合い (2)機器類 (3)一般照明器具 (4)照明制御器 (5)外灯 (単独設置) (6)コンセント等 (7)分電盤、制御盤等</p> <p>2. 動力設備 (1)既設との取り合い (2)機器類 (3)負荷設備 (4)負荷設備への接続 (5)電動機等の接地 (6)分電盤、制御盤等</p> <p>3. 雷保護設備 (1)避雷針 (2)雷サージ保護 (3)電源回路保護 (4)通信回線保護 (5)接地設備 (1)接地工事 (2)接地抵抗測定 (3)接地極埋設標</p>	<p>【受変電設備】</p> <p>5. 受変電設備 (1)既設との取り合い (2)機器類 (3)盤類 (4)交流遮断器 (5)断路器 (6)負荷開閉器 (7)変圧器 (8)進相コンデンサ (9)直列リアクトル (進相コンデンサ用) (10)キュービクル等 (11)基礎 (12)配線ピット及び蓋 (13)設置場所</p> <p>【電力貯蔵設備】</p> <p>6. 直流電源設備 (1)用途 (2)容量 (3)整流装置 (4)蓄電池 (5)蓄電池 (6)性能 (7)交流無停電電源設備 (1)用途 (2)容量 (3)給電方式 (4)整流装置等 (5)蓄電池 (6)性能 (7)分散電源エネルギーマネージメントシステム</p> <p>高圧以外の受変電設備については、本項によらず別図による。 ・無し・改造 (機器取替、追加等を含む) ・増設 ・配線接続 ・その他 () ・盤類 ・交流遮断器 ・断路器 ・避雷器 ・負荷開閉器 ・変圧器 ・進相コンデンサ ・直列リアクトル ・配線用遮断器 ・電磁接触器 ・その他 () 1) 形式 ・キュービクル式配電盤 (JIS C 4620) ・高圧スイッチギア (JEM 1425) (・CX ・CW ・PW ・MW) ・開放形配電盤 ・その他 () 2) 中通路 ・有 ・無 3) 特記事項 () 真空遮断器 (VCB) ①操作方式 ・手動ばね操作 ・電動ばね操作 ・電磁操作 ②引外し方式 ・電流引外し ・コンデンサ引外し ・直流電圧引外し 1) 形式 ・3極単投 ・単極単投 (避雷器用に限る) 2) 操作方式 ・遠方手動操作 ・フック棒操作 (避雷器用に限る) 1) 形式 ・配電盤用 ・引込柱用 ・地中引込用 2) 配電盤用 ①操作方式 ・フック棒操作 ・遠方手動操作 ・電動操作 ②限流ヒューズ ・有 (ストライカ付き) ・無 ③引外し装置 ・ストライカ引外し ・電圧引外し ・無 ①本体及び制御箱の材質 ・ステンレス製 ・鋼製 ②保護装置 過電流蓄勢トリップ付地絡方向継電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする ③避雷器 ・内蔵 ・無 保護装置は、過電流蓄勢トリップ付地絡方向継電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする 4) 地中引込用 1) 形式 ・油入 ・モールド 2) 設置方式 ・屋外型 ・屋内型 3) ダイアル温度計 ・有 (・最大値指針 有 ・最大値指針 無) ・無 油入500kVA以上、モールド150kVA以上の場合必須とする 1) 絶縁方式 ・油入 ・モールド ・ガス 2) その他 ①内部異常を検知して動作する保護接点を設けること ②放電装置を附属又は内蔵すること 1) 絶縁方式 ・油入 ・モールド 2) 容量 ・6% ・13% 3) その他 内部異常を検知して動作する警報接点を設けること 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) に定める事項に加えて、受注者名、施工者名を記載する。 2) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 3) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 ・本工事 (・2.1N/mm² ・1.8N/mm²) ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () 1) ビット ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () 2) 塗装の加工が必要な場合は、本工事にて行うこと。 ・屋内 ・屋外 (・地上 ・屋上)</p> <p>【電力貯蔵設備】 ・非常用照明器具電源 ・受変電設備制御電源 ・その他 () () kVA 1) 出力電圧 直流 (・12V ・24V ・48V ()V) 2) 整流装置は、蓄電池を充電するための電流並びに監視及び制御等で消費される電流を考慮して選定する。 1) 種類 ・鉛蓄電池 (・HS ・MSE ・長寿命形MSE) ・アルカリ蓄電池 (・AH ・AMH) ・その他 () 2) 最低蓄電池温度 ・5℃ ・15℃ ・25℃ ・-5℃ ()℃ () kVA ・常時インバータ給電方式 ・ラインインタラクティブ方式 ・常時商用給電方式 ・その他 () 整流装置、インバータ装置は、接続する負荷の特性を配慮し選定する。 1) 種類 ・鉛蓄電池 (・HS ・MSE ・長寿命形MSE) ・アルカリ蓄電池 (・AH ・AMH) ・その他 () 2) 最低蓄電池温度 ・5℃ ・15℃ ・25℃ ・-5℃ ()℃ 停電補償時間 () ・仕様詳細は別図による。 ・仕様詳細は別図による。</p>	<p>【発電設備】</p> <p>10. 燃料式発電設備 (1)用途 (2)設置場所 (3)機器 (4)発電装置 (5)燃料 (6)燃料槽 (7)給油ボックス (8)燃料移送ポンプ (9)基礎 (10)その他 (11)その他 (12)その他 (13)その他 (14)その他 (15)その他</p> <p>1) 用途 ・防災電源専用 (防災認定品) ・防災電源兼用 (防災認定品) ・一般用 2) 区分 ・常用 ・非常用 ・屋内 (・普通地域 ・塩害地域) ・屋外 (・普通地域 ・塩害地域) ・発電装置 ・燃料槽 ・給油ボックス ・燃料移送ポンプ ・その他 () 1) 種類 ・ディーゼル発電装置 ・ガスエンジン発電装置 ・ガスタービン発電装置 2) 形式 ・簡易形 ・オープン式 ・キュービクル式 (・85dB(A)/1m ・75dB(A)/1m) 3) 始動時間 (停電検出後) ・10秒以内 ・40秒以内 ・ ()秒以内 4) 連続運転時間 ・2時間以上 ・10時間以上 ・24時間以上 ・72時間以上 ・その他 () 5) 発電機 ①電気方式 ・三相3線式 (・6.6kV ・200V ()V) ・単相3線式 (200/100V) ・単相2線式 (200V ・100V ()V) ②定格周波数 60Hz ③定格出力 ()kVA 6) 原動機 ①定格出力 ()kW 以上 ()ps 以上 ②冷却方式 ・ラジエータ方式 ・その他 () 1) 種類 ・軽油 ・灯油 ・A重油 ・その他 () 2) 引渡時燃料 ・満タン ・指定なし ・その他 () (6)燃料槽 1) 形式及び容量 ・パッケージ搭載タンク ()リットル ・燃料小出槽 ()リットル ・主燃料槽 ()リットル ・屋外型 (・ステンレス製 ・鋼製) ・屋内型 (・ステンレス製 ・鋼製) 2) 燃料小出槽 ①設置場所 ・屋内 ・屋外(地上) ・地下埋設 (・タンク室内埋設 ・直埋設) ・二重殻タンク ・一重殻タンク ・その他 () ③設置工事 ・本工事 ・別途工事 ・その他 () ④タンク室工事 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () (7)給油ボックス 1) 材質 ・ステンレス製 ・鋼製 ・その他 () 2) 油量指示計 ・有 ・無 1) 電動ポンプ ・歯車ポンプ ・油中ポンプ 2) 手動ポンプ (ウイングポンプ) ・有 ・無 3) 電動ポンプ水没防止カバー ・有 ・無 ・本工事 (・2.1N/mm² ・1.8N/mm²) ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () ・ ()の仕様詳細は別図による。 【通信・情報設備】 12. 構内情報通信網設備 ・仕様詳細は別図による。 13. 構内交換設備 (1)機器 (2)交換装置 (3)電話機 (4)端子盤類 (5)アウトレット (6)その他 (7)その他 (8)その他 (9)その他 (10)その他 (11)その他 (12)その他 (13)その他 (14)その他 (15)その他</p> <p>・交換装置 ・電話機 ・端子盤類 ・アウトレット ・その他 () 1) 種別 ・構内交換装置 (・デジタルPBX ・IP-PBX ・VoIPサーバ) ・ポタン電話装置 ・その他 () 2) 局線応答方式 ・局線中継台 ・分散中継台 ・ダイヤルイン ・ダイレクトインダイヤル ・ダイレクトインライン ・その他 () 3) 保安用接地 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () 4) 本配電盤(MDF) ・自立ルーム (・片面形 ・両面形) ・交換機一体型 ・壁掛型 ・その他 () 5) 電源装置 ①形式 ・別置型 ・一体形 ・その他 () ②停電補償時間 ・30分以上 ()以上 ・一般電話機 ・多機能電話機 ・IP電話機 ・デジタルコードレス電話機 (PHS方式) ・IPoDで電話機 (無線LAN方式) ・その他 () 1) 端子盤 ・中継端子盤 (IDF) ・室内端子盤 2) 中継端子盤には実装数の20%以上、室内端子盤には10P以上の接続端子スペースを見込む。 (5)アウトレット ・ローテーションアウトレット (・固定型 ・上下動型 (アップ式を含む)) ・壁コンセント ・その他 () 14. 情報表示設備 (1)設備 (2)マルチタチ装置 (3)出退表示装置 (4)時刻表示装置 (5)警報等表示装置 (6)その他 (7)その他 (8)その他 (9)その他 (10)その他 (11)その他 (12)その他 (13)その他 (14)その他 (15)その他</p> <p>・マルチタチ装置 ・出退表示装置 ・時刻表示装置 ●警報等表示装置 仕様詳細は別図による。 仕様詳細は別図による。 仕様詳細は別図による。 仕様詳細は別図による。 1) 機器 ●表示盤 ・検出装置 ・その他 () 2) 表示盤 ①表示方式 ●表示窓式 ・その他 () ②施工 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ●その他 (受信機複合盤組込 20回線) 3) 検出装置 ①検出方式 ・電極 ・無電圧接点 ・その他 () ②施工 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () 4) 図面に特記明示がない場合、検出装置への接続は本工事とする。 15. 映像音響設備 ・仕様詳細は別図による。</p>		
<p>工事名称 アスト駐車場火災報知設備取替修繕</p>	<p>図面名 電気設備工事特記仕様書2</p>	<p>縮尺 A2 : N/S A3 : N/S</p>	<p>日付 訂正 担当 承認 備考 ★ ★ ★ ★ ★</p>		
<p>原因 : A 2</p>		<p>★</p>	<p>★</p>	<p>★</p>	<p>★</p>

16. 拡声設備	<ul style="list-style-type: none"> 増幅器 ・ 付属機器 ・ 操作装置 ・ スピーカ ・ その他 () 非常放送兼用 (仕様は非常放送装置を参照) 専用 出力 () W 出力インピーダンス ・ Lo形 ・ Hi形
(1) 機器	<ul style="list-style-type: none"> オーディオミキサー ・ リモコンマイク ・ 電源制御器 録音再生装置 (・ CD ・ メモリオーディオ ・ その他 ()) アナウンスレコーダ (・ チャイム ・ 独自メッセージ ・ プログラムタイマ ・ その他 ())
(2) 増幅器	<ul style="list-style-type: none"> 無線マイクロホン 無線マイク用 (・ 電波式 (・ アナログ ・ デジタル) ・ 赤外線式) ラジオチューナー (・ FM ・ AM ・ その他 ()) スピーカー切替装置 ・ その他 () 卓型 ・ キャビネットラック型 ・ 壁掛型 ・ その他 () 非常放送兼用 (仕様は非常放送装置を参照) 専用 結線 ・ 1W ・ 3W ・ () W インピーダンス ・ Lo形 ・ Hi形 設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ()
(3) 付属機器	<ul style="list-style-type: none"> 有線マイクロホン 無線マイク用 (・ 電波式 (・ アナログ ・ デジタル) ・ 赤外線式) ラジオチューナー (・ FM ・ AM ・ その他 ()) スピーカー切替装置 ・ その他 () 卓型 ・ キャビネットラック型 ・ 壁掛型 ・ その他 () 非常放送兼用 (仕様は非常放送装置を参照) 専用 結線 ・ 1W ・ 3W ・ () W インピーダンス ・ Lo形 ・ Hi形 設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ()
(4) 操作装置	
(5) スピーカ	
17. 誘導支援設備	<ul style="list-style-type: none"> 音声誘導装置 ・ インターホン ・ トイレ等呼出装置
(1) 設備	
(2) 音声誘導装置	<ul style="list-style-type: none"> 1) 検出方式 ・ 磁気式 ・ 無線式 ・ 画像認識式 ・ その他 () 2) 設置場所 ・ 屋外 (防雨形) ・ 屋内 3) 機能 ・ 自動火災報知設備より火災報知信号を受信した場合停止する ・ タイムスケジュールにより停止及び開始を可能とする ・ その他 () 4) 機器 ・ 制御装置 ・ 送信機 ・ 受信機 ・ その他 () 5) 制御装置 ・ 壁掛型 ・ 卓上形 ・ 複合盤組込 ・ その他 () 6) 送信機 ・ 壁掛形 ・ 卓上形 ・ 埋込形 ・ その他 () 7) 受信機 ・ スピーカ式 ・ イヤホン式 ・ その他 ()
(3) インターホン	<ul style="list-style-type: none"> 1) 用途 ・ 内部受付用 ・ 外部受付用 ・ 夜間訪問用 ・ 身体障害者用 ・ 保守用 ・ その他 () 2) 機能 ・ 音声通話 ・ 映像モニタ 3) 通話網 ・ 親子式 ・ 相互式 ・ 複合式 4) 通話方式 ・ 同時通話式 ・ 交互通話式 ・ その他 () 5) 機器 ・ 親機 ・ 子機 ・ その他 () 6) 親機 <ul style="list-style-type: none"> ①形状 ・ 壁掛型 ・ 卓上形 ・ 複合盤組込 ・ その他 () ②送受話器 ・ 電話機形 ・ マイク形 ・ その他 () 7) 子機 <ul style="list-style-type: none"> ①形状 ・ 壁掛形 ・ 卓上形 ・ 埋込形 ・ その他 () ②送受話器 ・ 電話機形 ・ マイク形 ・ その他 ()
(4) トイレ等呼出装置	<ul style="list-style-type: none"> 1) 用途 ・ トイレ呼出 ・ 受付呼出 ・ 非常通報 ・ その他 () 2) 機器 ・ 親機 ・ 呼出スイッチ ・ 警報装置 ・ その他 () 3) 親機 ・ 壁掛型 ・ 卓上型 ・ 複合盤組込 ・ その他 () 4) 呼出スイッチ ・ 押ボタン式 ・ 引紐式 ・ その他 () 5) 警報装置 ・ 光 ・ 音声 ・ ブザー ・ ベル ・ その他 ()
18. テレビ共同受信設備	
(1) 受信放送	<ul style="list-style-type: none"> UHF ・ BS ・ CS ・ FM ・ CATV ・ その他 ()
(2) 機器	<ul style="list-style-type: none"> 増幅器 ・ 混合器 ・ 分波器 ・ 分岐器 ・ 分配器 ・ 機器収容箱 アンテナ ・ その他 ()
(3) アンテナ	<ul style="list-style-type: none"> 1) 放送 ・ UHF ・ BS ・ CS ・ FM ・ その他 () 2) マスト ・ 地上波用 (・ 壁面取付 ・ 自立 ・ 既設利用) ・ 衛星用 (・ 壁面取付 ・ 自立 ・ 既設利用) ・ その他 () 3) 自立用基礎 ・ 本工事 ・ 別途工事 ・ 既設利用 ・ その他 ()
19. 監視カメラ設備	<ul style="list-style-type: none"> 仕様詳細は別図による。
20. 駐車場管制設備	<ul style="list-style-type: none"> 仕様詳細は別図による。
21. 防犯・入退室管理設備	<ul style="list-style-type: none"> 仕様詳細は別図による。
22. 自動火災報知設備	
(1) 機器	<ul style="list-style-type: none"> ●受信機 ・ 副受信機 (表示装置) ・ 中継器 ●発信機 ●感知器 ・ 光警報装置 ・ その他 ()
(2) 受信機	<ul style="list-style-type: none"> 1) 型式 ・ P型1級 ・ P型2級 ・ R型 2) 回線数 ・ (50) 回線 ・ () アドレス 3) 試験機能 ・ 自動試験機能 ・ 遠隔試験機能 4) 盤形式 ・ 複合盤組込 ・ 自立型 ・ 壁掛型 ・ その他 ()
(3) 副受信機 (表示装置)	<ul style="list-style-type: none"> 1) 盤形式 ・ 自立型 ・ 壁掛型 ・ その他 () 2) 回線数 ・ () 回線 ・ () アドレス 3) 表示装置の仕様詳細は別図による。
(4) 中継器	<ul style="list-style-type: none"> 試験機能 ・ 自動試験機能 ・ 遠隔試験機能
(5) 発信機	<ul style="list-style-type: none"> 1) 型式 ・ アドレス付 ●P型1級 ・ P型2級 2) 消火栓ポンプ起動 特記なき場合は、発信機連動方式とし、発信機表面に「消火栓起動」等の文字を併記する。 3) 設置 ・ 単独設置 ・ 機器収容箱に組込 ・ 消火栓ボックス (別途) に組込 ・ その他 ()
(6) 感知器	<ul style="list-style-type: none"> 1) 型式 ・ アドレス付 ●一般型 2) 種類 ●熱感知器 ・ 空気管式 ●煙感知器 ・ 炎感知器 3) 試験機能 ・ 自動試験機能 ・ 遠隔試験機能 4) 機器仕様 ●一般 ●防水 ・ 防爆 ・ 防食 ・ その他 ()
(7) 光警報装置	<ul style="list-style-type: none"> 1) 機器 ・ 警報装置 ・ 制御装置 ・ 同期装置 2) 警報装置 ・ 天井付 ・ 壁付 3) 同期装置 ・ 自走同期式 ・ 外部同期式

23. 自動閉鎖設備	<ul style="list-style-type: none"> ●運動制御器 ●感知器 ・ 自動閉鎖装置 ・ 自動開錠装置 ・ その他 ()
(1) 機器	<ul style="list-style-type: none"> 1) 制御対象 <ul style="list-style-type: none"> ●防火戸 ・ 防火シャッター ・ 防排煙ダンパー ・ 非常口等の扉 ・ その他 () 2) 回線数 (15) 回線 (遠方復帰機構 () 回路) 3) 設置 ・ 単独 (・ 壁掛形 ・ 自立形) ●火災受信機等との複合盤 1) 型式 ・ アドレス付 ●一般型 2) 種類 煙感知器 (●2種 ・ 3種) 3) 試験機能 ・ 自動試験機能 ・ 遠隔試験機能 4) 機器仕様 ●一般 ・ 防水 ・ 防爆 ・ 防食 ・ その他 ()
(2) 運動制御器	<ul style="list-style-type: none"> 1) 方式 ・ 電磁式 ・ ラッチ式 ・ その他 () 2) 施工 ・ 本工事 (・ 建築工事 ・ 電気設備工事) ・ 別途工事 ・ 既設利用 ・ その他 ()
(3) 感知器	<ul style="list-style-type: none"> 1) 方式 ・ 電磁式 ・ その他 () 2) 施工 ・ 本工事 (・ 建築工事 ・ 電気設備工事) ・ 別途工事 ・ 既設利用 ・ その他 ()
(4) 自動閉鎖装置	
(5) 自動開錠装置	
24. 非常警報設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常放送装置 ・ 非常ベル
(1) 設備	
(2) 非常放送装置	<ul style="list-style-type: none"> 1) 消防法基準適合マーク品とする。 2) 機器 ・ 増幅器 ・ スピーカ ・ 非常用リモコンマイク ・ その他 ()
(3) 増幅器	<ul style="list-style-type: none"> ①出力 () W ②出力インピーダンス ・ Lo形 ・ Hi形 ③形式 ・ ロングラック型 ・ スタンダードラック型 ・ 壁掛型 ・ その他 () ④機能 ・ マイク放送 ・ 連動放送 (・ 自火報設備 ・ 緊急地震速報設備) ・ その他 () ⑤用途 ・ 拡声設備兼用 ・ 非常放送専用
(4) スピーカ	<ul style="list-style-type: none"> ①結線 ・ 1W ・ 3W ・ () W ②インピーダンス ・ Lo形 ・ Hi形 ③設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 () ④用途 ・ 拡声設備兼用 ・ 非常放送専用
(5) 非常用リモコンマイク	<ul style="list-style-type: none"> 型式 ・ 壁掛形 ・ ラック収納形 ・ 卓上形 ・ その他 () 1) 機器 ・ 起動装置 ・ 非常ベル ・ 表示灯 ・ その他 () 2) 設置 ・ 単独設置 ・ 機器収容箱に組込 ・ 消火栓ボックス (別途) に組込 ・ その他 ()
(3) 非常ベル (自動サイレンを含む)	
25. ガス漏れ火災警報設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受信機 ・ 副受信機 ・ 中継器 ・ 検知器 ・ 警報器 ・ その他 ()
(1) 機器	<ul style="list-style-type: none"> 1) 回線数 () 回線 2) 種類 ・ 都市ガス用 ・ 液化石油ガス用 3) 設置 ・ 単独 (・ 壁掛形 ・ 自立形) ・ 火災受信機等との複合盤 ・ その他 () ・ 単独 (・ 壁掛形 ・ 自立形) ・ 火災受信機等との複合盤 ・ その他 ()
(2) 受信機	
(3) 副受信機	
(4) 検知器	<ul style="list-style-type: none"> 1) 動作 ・ 単独 (単独動作) ・ 連動 (受信機に伝送) 2) 定格電圧 ・ AC100V ・ DC24V (受信機等から供給) ・ その他 () 3) ガス検知出力信号 ・ 有電圧出力方式 ・ 無電圧接点方式
【中央監視制御設備】	<ul style="list-style-type: none"> 仕様詳細は別紙による。
【医療関係設備】	<ul style="list-style-type: none"> 仕様詳細は別紙による。
【構内配電線路】	
26. 構内配電線路	
(1) 配線方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地中線式 (・ 直埋 ・ 管路) ・ 架空線式 (・ 直接 ・ ちよう架線添架) ・ 建築物等添架式 (・ 露出配管 ・ 隠蔽配管 ・ その他 ()) ・ その他 ()
(2) 建柱	<ul style="list-style-type: none"> 1) 施工 ・ 本工事 ・ 既設柱利用 ・ その他 () 2) 電柱 ・ コンクリート柱 ・ 鋼管柱 ・ パンザマスト ・ その他 ()
(3) 装柱機器 (高圧用)	<ul style="list-style-type: none"> 3) 支持材 ・ 根かせ ・ 根はじき ・ 根巻き ・ 底板 ・ 支線 (保護ガード ・ 有 ・ 無)
(4) 装柱機器 (低圧用)	<ul style="list-style-type: none"> 4) 装柱材料 ・ 有 (電力仕様) ・ 無 5) 銘板 ・ 有 ・ 無
(5) ハンドホールマンホール	<ul style="list-style-type: none"> 1) 機器 ・ 開閉器 ・ 避雷器 ・ カットアウト ・ 碍子 ・ その他 () 2) 耐環境性 ・ 一般用 ・ 耐塩用 3) 開閉器 仕様は 5. 受変電設備 (6) 負荷開閉器 による。
(6) 錆鉄蓋	<ul style="list-style-type: none"> 1) 形式 ・ ブロック式 ・ 現場打ち 2) 施工 ・ 本工事 (・ 建築工事 ・ 電気設備工事) ・ 別途工事 ・ 既設利用 ・ その他 ()
(7) 地中ケーブル保護材料	<ul style="list-style-type: none"> 3) ケーブル支持金物の取付 ・ 2箇所 ・ 4箇所 ・ () 箇所 4) 重車両の通行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 有 (破壊荷重 200kN以上、衝撃係数 0.1 (走行速度制限箇所)) ・ 無
(8) 錆鉄蓋	<ul style="list-style-type: none"> 1) 錆鉄蓋の刻印は「強電」、「電力」又は「高圧」とする。 2) 雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。 1) 種類 ・ FEP ・ GLT (PEライニング管) ・ VE ・ HIVE ・ SGP ・ 厚鋼電線管 ・ その他 () 2) 標示杭埋設 ・ コンクリート製 ・ 鉄製 (アスファルト部分) 3) 埋設標識シート ・ 2倍長 ・ その他 () 4) 埋設標識シートの表記は電力用であることがわかるものとする。

【構内通信線路】	
27. 構内通信線路	
(1) 用途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話 ・ 拡声 ・ 時刻表示 ・ 火災報知 ・ 非常警報 ・ インターホン ・ テレビ共同受信 ・ 防犯 ・ 制御 ・ その他 () ・ 地中線式 (・ 直埋 ・ 管路) ・ 架空線式 (・ 直接 ・ ちよう架線添架) ・ 建築物等添架式 (・ 露出配管 ・ 隠蔽配管 ・ その他 ()) ・ その他 ()
(2) 配線方式	
(3) 建柱	<ul style="list-style-type: none"> 1) 施工 ・ 本工事 ・ 既設柱利用 ・ 構内配電線柱に添架 ・ その他 () 2) 電柱 ・ コンクリート柱 ・ 鋼管柱 ・ パンザマスト ・ その他 ()
(4) ハンドホールマンホール	<ul style="list-style-type: none"> 3) 支持材 ・ 根かせ ・ 根はじき ・ 根巻き ・ 底板 ・ 支線 (保護ガード ・ 有 ・ 無) 4) 装柱材料 ・ 有 ・ 無 5) 銘板 ・ 有 ・ 無
(5) 錆鉄蓋	<ul style="list-style-type: none"> 1) 形式 ・ ブロック式 ・ 現場打ち 2) 施工 ・ 本工事 (・ 建築工事 ・ 電気設備工事) ・ 別途工事 ・ 既設利用 ・ その他 ()
(6) 地中ケーブル保護材料	<ul style="list-style-type: none"> 3) ケーブル支持金物の取付 ・ 2箇所 ・ 4箇所 ・ () 箇所 4) 重車両の通行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 有 (破壊荷重 200kN以上、衝撃係数 0.1 (走行速度制限箇所)) ・ 無
(7) 錆鉄蓋	<ul style="list-style-type: none"> 1) 錆鉄蓋の刻印は「強電」又は「通信」とする。 2) 雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。 1) 種類 ・ FEP ・ GLT (PEライニング管) ・ VE ・ HIVE ・ SGP ・ 厚鋼電線管 ・ その他 () 2) 標示杭埋設 ・ コンクリート製 ・ 鉄製 (アスファルト部分) 3) 埋設標識シート ・ 2倍長 ・ その他 () 4) 埋設標識シートの表記は電力用であることがわかるものとする。
【その他】	
28. 消火器	<ul style="list-style-type: none"> 1) 設置 ・ 本工事 (・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事) ・ 別途工事 2) 消火器 種別 ()、数量 () 本 3) 消火器収納箱 材質 ()、数量 () 面
5. 使用資材の適用規格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 以下に定めるとおりとする。なお、以下に定めのない資材については、日本工業規格 (JIS規格) 適合品の使用を原則とする。 <ul style="list-style-type: none"> ● 電気用品安全法に定める特定電気用品又は特定電気用品以外の電気用品 電気用品安全法適合品 ● 耐熱・耐火電線、耐熱・耐火ケーブル <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防庁の登録認定機関として消防庁告示に規定された耐火・耐熱電線及び耐火バスタクトの適合性検査を行い合格したもの ・ 第三者認証機関として(一社)日本電線工業会規格 (JCS規格) への適合性検査を行い合格したもの ● 非常用照明器具 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法に定める国土交通大臣認定品 ・ (一社)日本照明工業会の自主評定を受け、JIL5501適合マークが貼付されたもの ● 誘導灯 <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録認定機関 ((一社)日本電気協会 (JEA誘導灯認定委員会)) の認定を受け、認定証票が貼付されたもの ● 制御盤 <ul style="list-style-type: none"> ・ (一社)日本配電制御システム工業会規格 (JSIA規格) 適合品 ● 消防用加圧送水装置、不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の制御盤、火災通報装置、総合操作盤等の認定対象品 <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録認定機関 ((一財)日本消防設備安全センター (消防用設備等認定委員会)) の認定を受け、認定証票が貼付されたもの ● 不活性ガス消火設備等の操作箱、新ガス系消火設備制御盤、緊急通報装置、非常通報装置等の性能評定対象品 <ul style="list-style-type: none"> ・ (一財)日本消防設備安全センターの性能評定を受け、評定証票が貼付されたもの ● 金属閉鎖形スイッチギア <ul style="list-style-type: none"> ・ (一社)日本電機工業会規格 (JEM規格) 適合品 ● 高圧機器 (遮断器、限流ヒューズ、負荷開閉器、避雷器、断路器、特定機器以外の変圧器、計器用変成器、保護継電器) <ul style="list-style-type: none"> ・ (一社)電気学会電気規格調査会規格 (JEC規格) 適合品 ● 直流電源装置 (防災電源用) <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録認定機関 ((一社)日本電気協会 (JEA蓄電池設備認定委員会)) の認定を受け、認定証票が貼付されたもの ● 交流無停電電源装置 <ul style="list-style-type: none"> ・ (一社)電気学会電気規格調査会規格 (JEC規格) 適合品 ● 自家発電装置 (防災電源用) <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録認定機関 ((一社)日本内燃力発電設備協会) の認定を受け、認定証票 (長時間形) が貼付されたもの ● 自家発電装置 (防災電源用でないもの) <ul style="list-style-type: none"> ・ (一社)日本電機工業会規格 (JEM規格) 適合品 ● 太陽電池モジュールの支持物 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気設備の技術基準の解釈第4第6条第2項又は第3項の規定に適合するもの ● 電話用設備 (電話交換機、電話機等) <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録認定機関 ((一財)電気通信端末機器審査協会 (JATE) 等) の技術基準適合認定を受け、適合表示が貼付されたもの ● 非常用放送設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録認定機関 (日本消防検定協会) の認定を受け、認定証票が貼付されたもの ● テレビ共同受信機器 <ul style="list-style-type: none"> ・ 優良住宅部品 (BL部品) の認定を受けたもので、BLマーク証紙が貼付されたもの ・ (一社)電子情報技術産業協会スーパーハイビジョン受信マーク登録品の認定を受けたもので、SHマークが貼付されたもの ● 自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録認定機関 (日本消防検定協会) の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
(2) 特殊仕様の資材を使用する場合は、仕様・性能等を証明する書類を監督員に提出し、かつ監督員の承諾が得られた場合に限り使用できるものとする。	

6. 施工方法及び検査に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ※ 修繕契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。 ※ 作業着手までの施設調査は、事前に施設管理者及び市監督員の承諾を得るものとし、施設運営に影響を与えない範囲とする。 ※ 修繕中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し、作業の安全確保・災害防止に努めること。 ※ 本修繕における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し修繕の遂行に影響の無いよう努めること。 ※ 本修繕は、平日作業可とするが、施設運営に支障のない範囲とする。 ※ 作業中は養生等を適切に行うこと。 ※ 修繕期間中も施設運営を行っているため、緊急かつ必要な場合は、市監督員以外の者も施工者に指示することがあるが、その場合はその指示に従うこと。 ※ 修繕車両の出入りについては、安全確保に十分配慮すること。 ※ 修繕車両及び修繕関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。 ※ 修繕着手前には、現況状況把握の為に破損箇所等があれば、市監立合いのもと写真に記録しておくこと。また、修繕過程に於いて、既設施設に破損等を与えた場合は、受注者の負担において速やかに復旧すると共に、市監督員に報告すること。 ※ 本修繕は駐車場営業時間外に取替作業を行うため、午前1時～午前5時までを原則作業時間とする。ただし、営業時間内に作業が可能な範囲については監督員と協議のうえ調整する。
-------------------	--



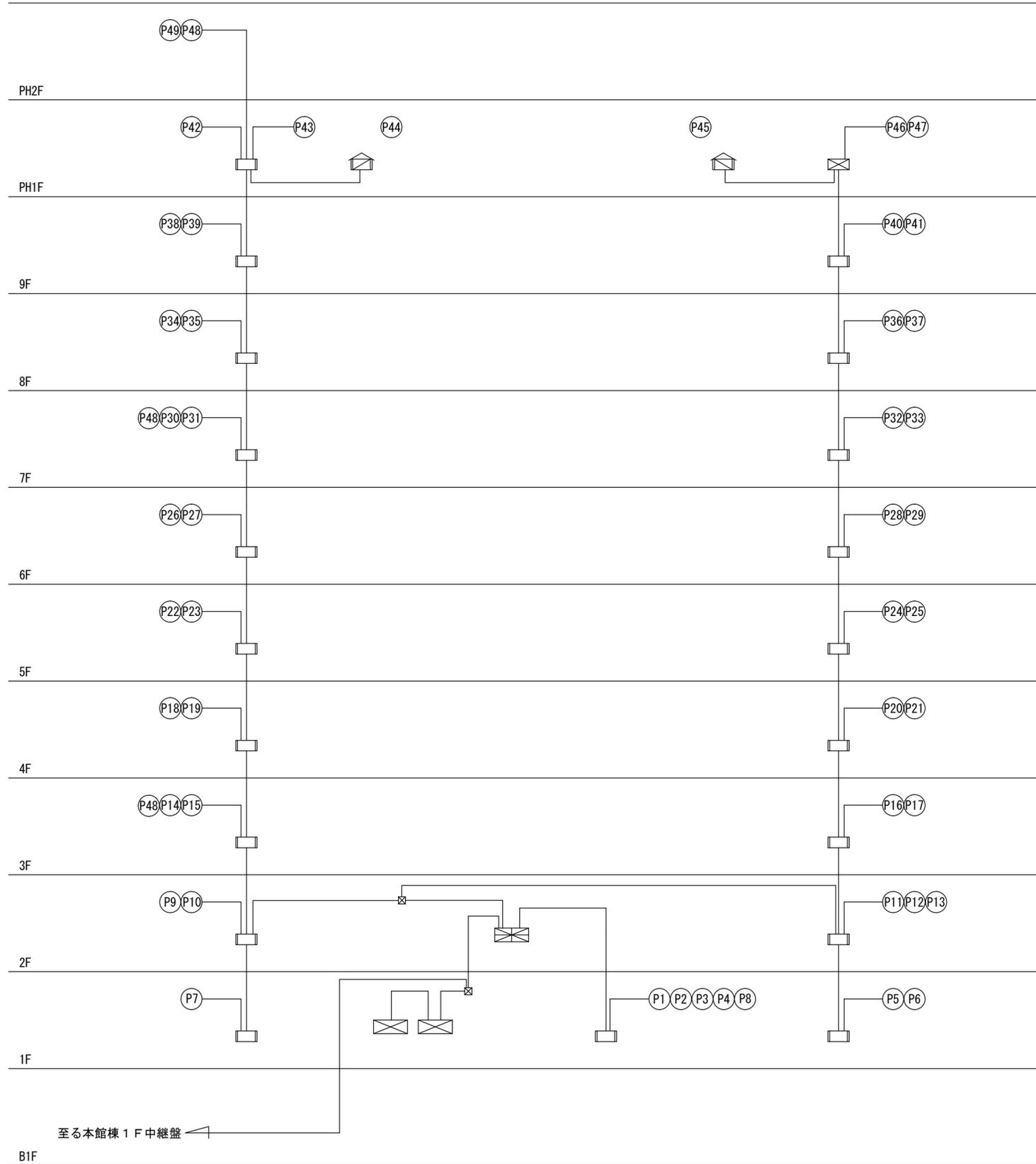
位置図



配置図

凡例
 : 修繕場所





自火報警区域一覧表

番号	名称
1	1階 EVホール
2	1階 EPS 南
3	1階電気・ポンプ室
4	1階 駐輪場 東
5	1階 駐輪場 西
6	1階 駐輪場 北
7	1階 駐輪場 南
8	1階 駐輪場 中
9	2階 駐車場 南
10	2階 駐車場 西
11	2階 駐車場 北
12	2階 駐車場 東
13	2階 管理事務所
14	3階 駐車場 南
15	3階 駐車場 西
16	3階 駐車場 北
17	3階 駐車場 東
18	4階 駐車場 南
19	4階 駐車場 西
20	4階 駐車場 北
21	4階 駐車場 東
22	5階 駐車場 南
23	5階 駐車場 西
24	5階 駐車場 北
25	5階 駐車場 東

自火報警区域一覧表

番号	名称
26	6階 駐車場 南
27	6階 駐車場 西
28	6階 駐車場 北
29	6階 駐車場 東
30	7階 駐車場 南
31	7階 駐車場 西
32	7階 駐車場 北
33	7階 駐車場 東
34	8階 駐車場 南
35	8階 駐車場 西
36	8階 駐車場 北
37	8階 駐車場 東
38	9階 駐車場 南
39	9階 駐車場 西
40	9階 駐車場 北
41	9階 駐車場 東
42	塔屋 EVホール
43	塔屋 EPS 南
44	塔屋 駐車場 中央
45	塔屋 EPS 北
46	塔屋 駐車場 西
47	塔屋 駐車場 北
48	階段室
49	EV機械室
50	予備

防火戸警区域一覧表

番号	名称
1	1階 EVホール
2	1階 東西通路 西
3	1階 東西通路 東
4	2階 EVホール
5	2階 駐車場 中央
6	3階 駐車場 中央
7	4階 EVホール
8	4階 駐車場 中央
9	5階 EVホール
10	5階 駐車場 中央
11	6階 駐車場 中央
12	7階 駐車場 中央
13	8階 駐車場 中央
14	1階 南北通路 北
15	予備

警報窓一覧表

番号	名称
1	泡消火ポンプ 運転
2	泡消火ポンプ 故障
3	泡消火 呼水槽 減水
4	予備
5	予備
6	泡消火 1階 放出
7	泡消火 2階 放出
8	泡消火 3階 放出
9	泡消火 4階 放出
10	泡消火 5階 放出
11	泡消火 6階 放出
12	泡消火 7階 放出
13	泡消火 8階 放出
14	泡消火 9階 放出
15	予備
16	本体棟 火災
17	予備
18	予備
19	予備
20	予備

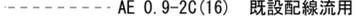
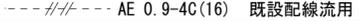
凡例

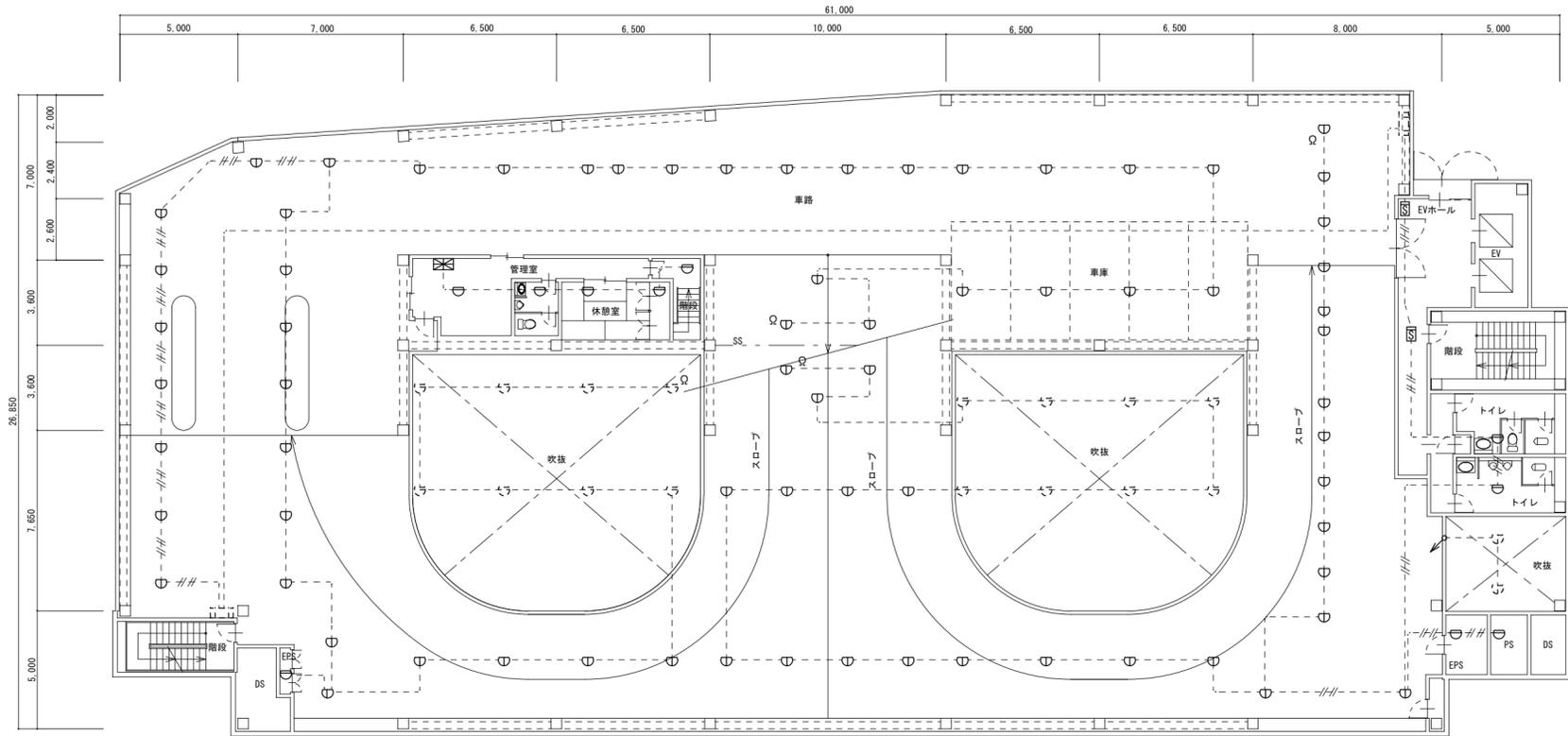
記号	名称	更新
	複合受信機 P-1-85L	更新
	粉末消火ボックス 発信機、表示灯内蔵	既設流用
	屋外型移動式粉末消火器 発信機、表示灯内蔵	更新
	煙感知器 2種	更新
	差動式スポット型感知器 2種	更新
	定温式スポット型感知器 1種防水	更新
	警報区域番号	

凡例表

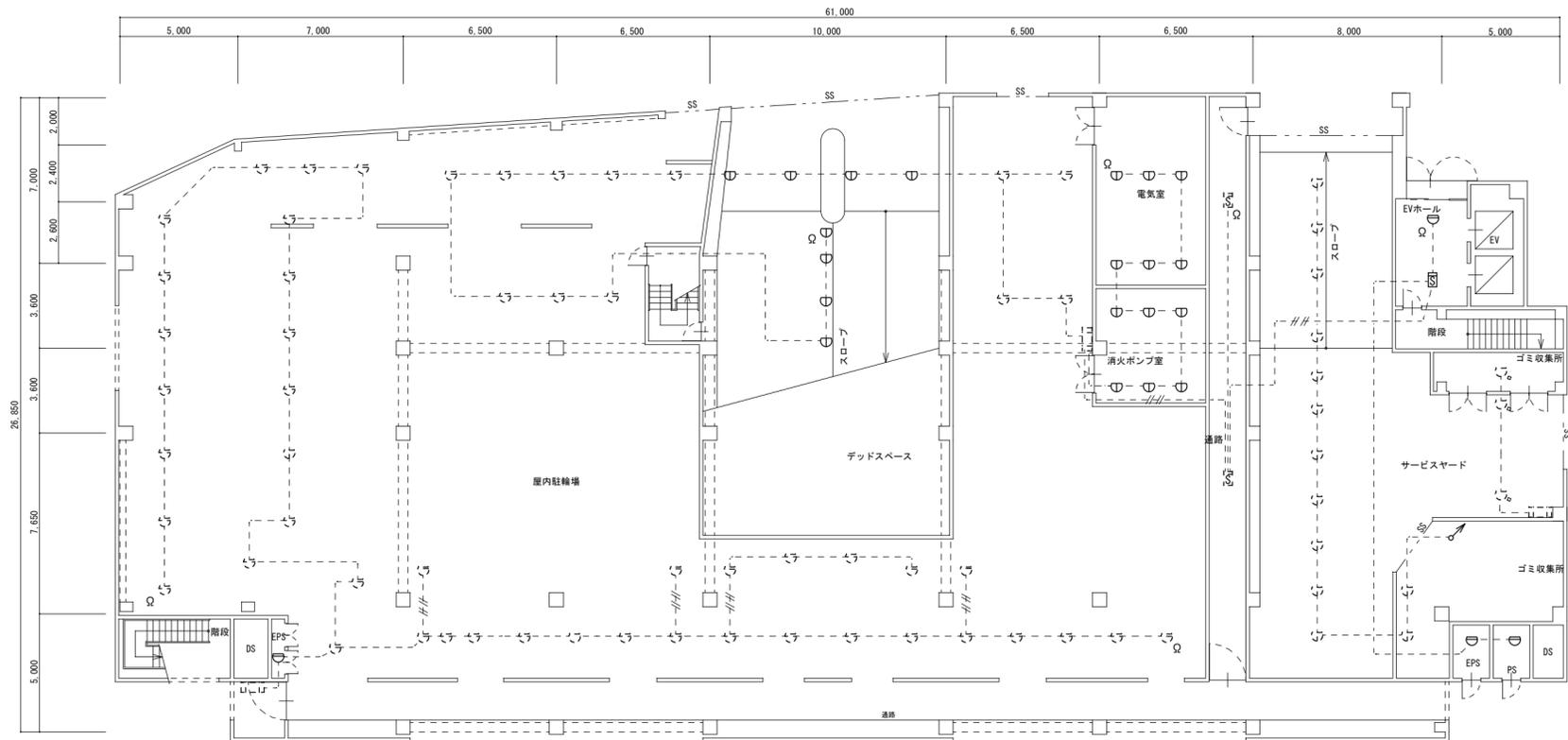
記号	名称	備考
	複合受信機 P-1-85L	更新
	粉末消火ボックス 発信機、表示灯内蔵	既設流用
	煙感知器 2種	更新
	差動式スポット型感知器 2種	更新
	定温式スポット型感知器 1種防水	更新

※点線については修繕対象外とする。

	AE 0.9-2C(16) 既設配線流用
	AE 0.9-4C(16) 既設配線流用



2階平面図 1/200



1階平面図 1/200

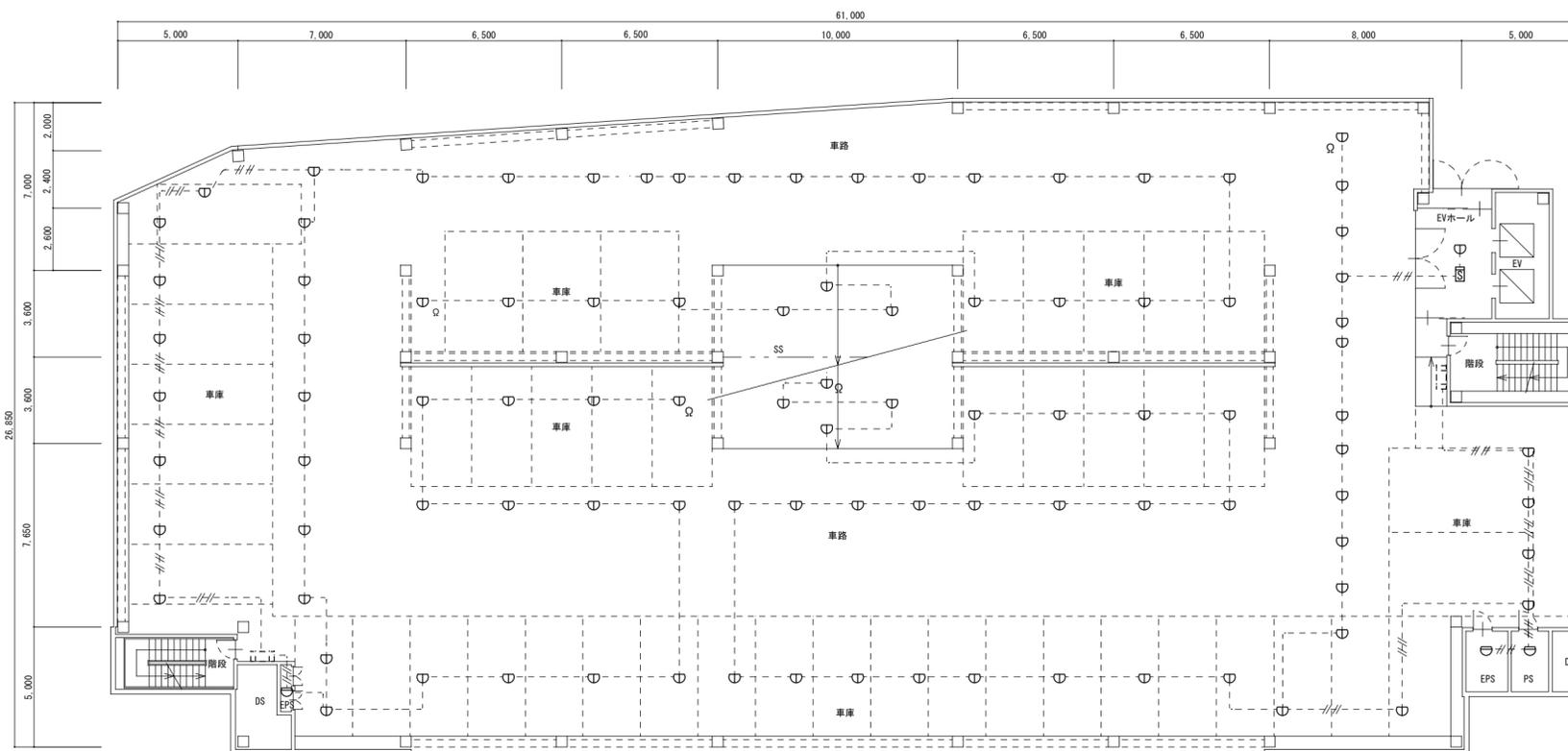


凡例表

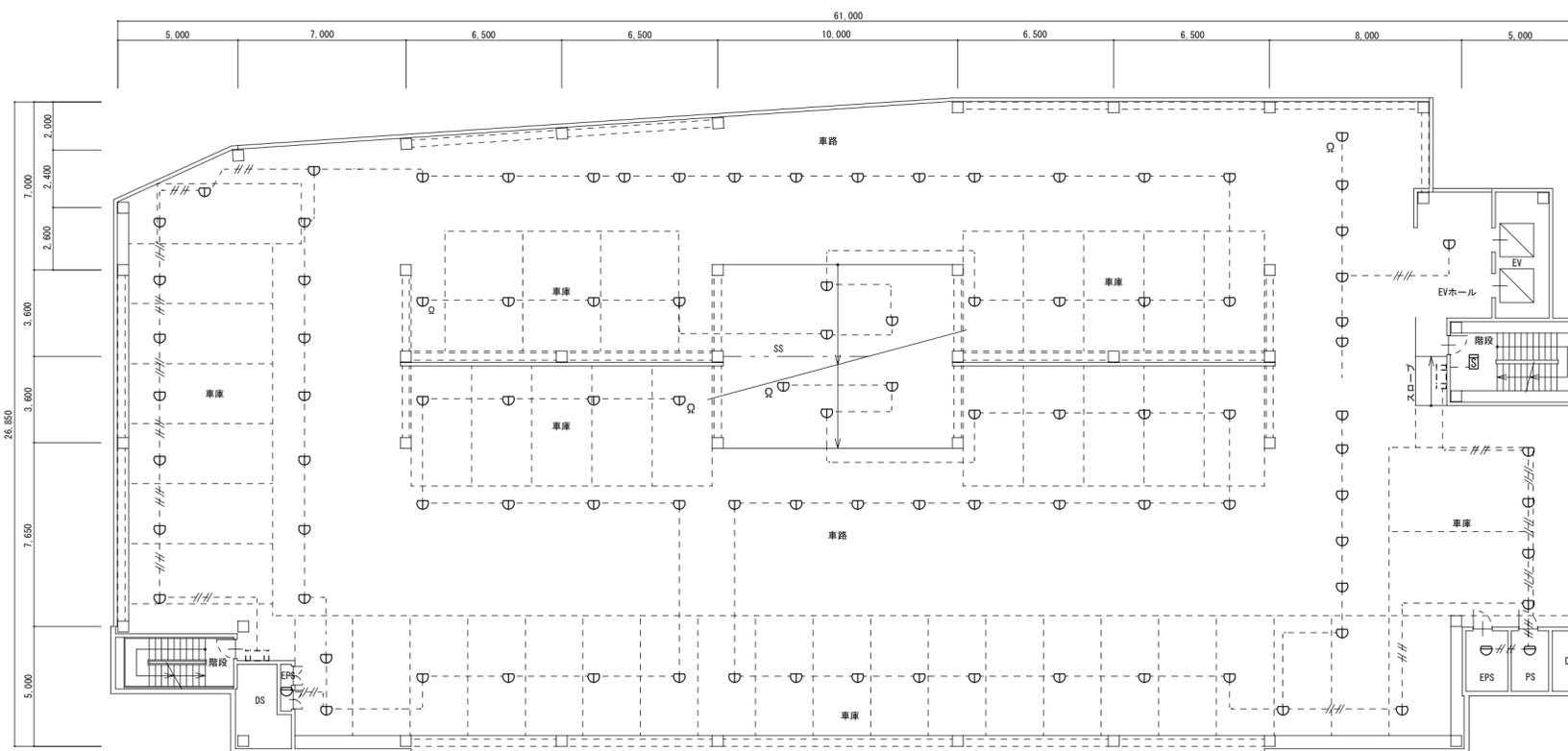
記号	名称	備考
□	粉末消火ボックス 発信機、表示灯内蔵	既設流用
⊞	煙感知器 2種	更新
⊖	差動式スポット型感知器 2種	更新
⊕	定温式スポット型感知器 1種防水	更新

※点線については修繕対象外とする。

-----	AE 0.9-2C(16) 既設配線流用
- - - / - - -	AE 0.9-4C(16) 既設配線流用



4階平面図 1/200



3階平面図 1/200

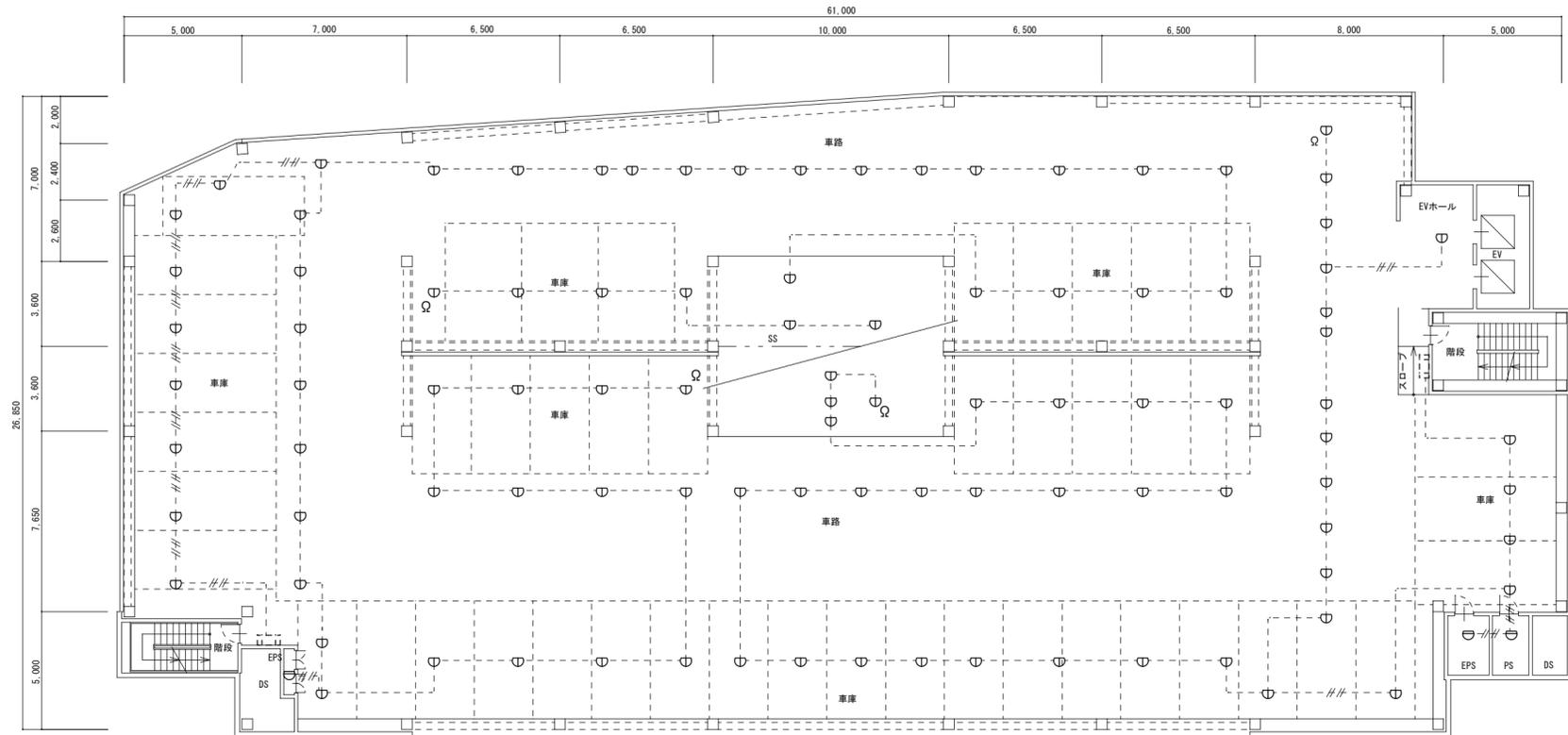


凡例表

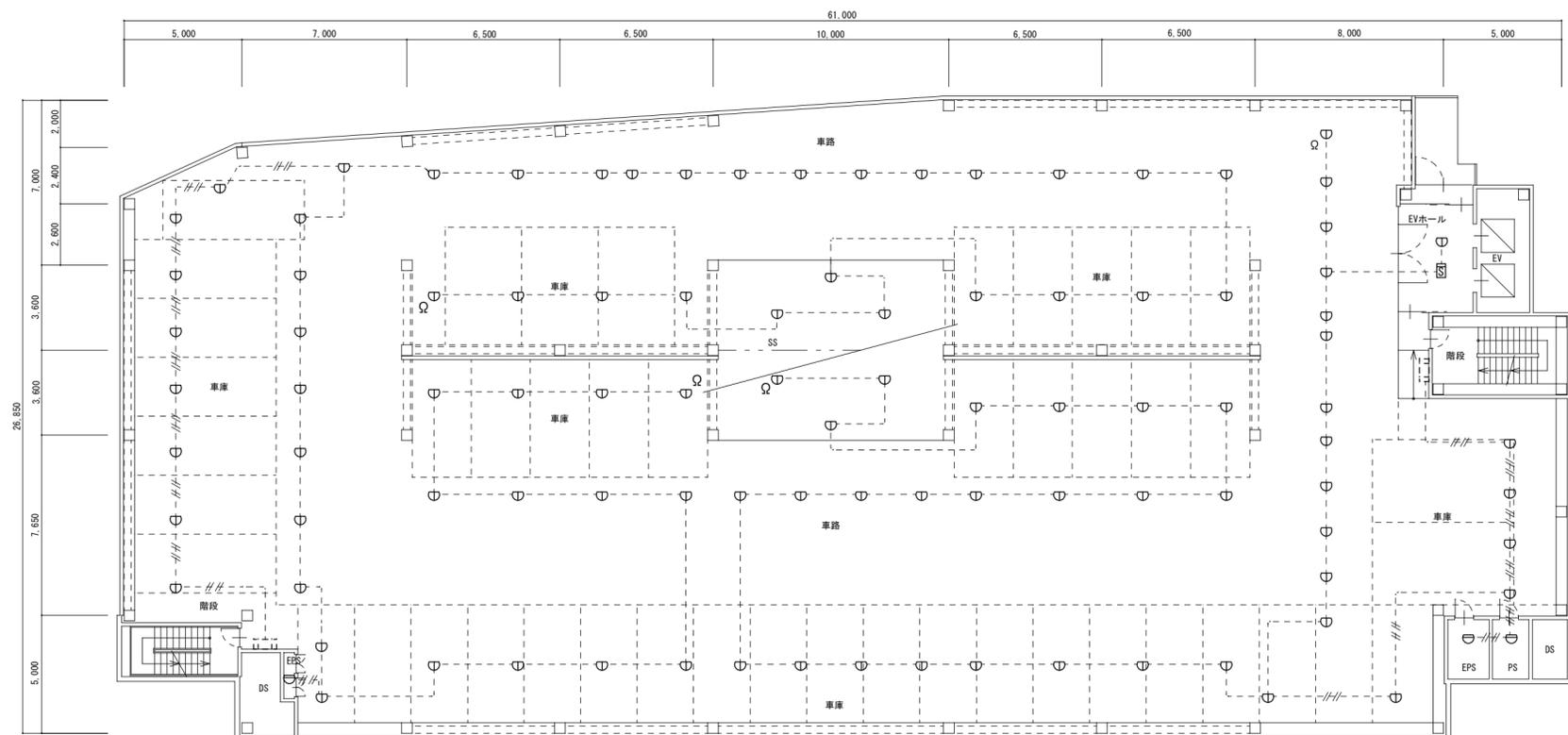
記号	名称	備考
□	粉末消火ボックス 発信機、表示灯内蔵	既設流用
⊞	煙感知器 2種	更新
⊕	差動式スポット型感知器 2種	更新
⊖	定温式スポット型感知器 1種防水	更新

※点線については修繕対象外とする。

-----	AE 0.9-2C(16)	既設配線流用
- - - - -	AE 0.9-4C(16)	既設配線流用



6階平面図 1/200



5階平面図 1/200

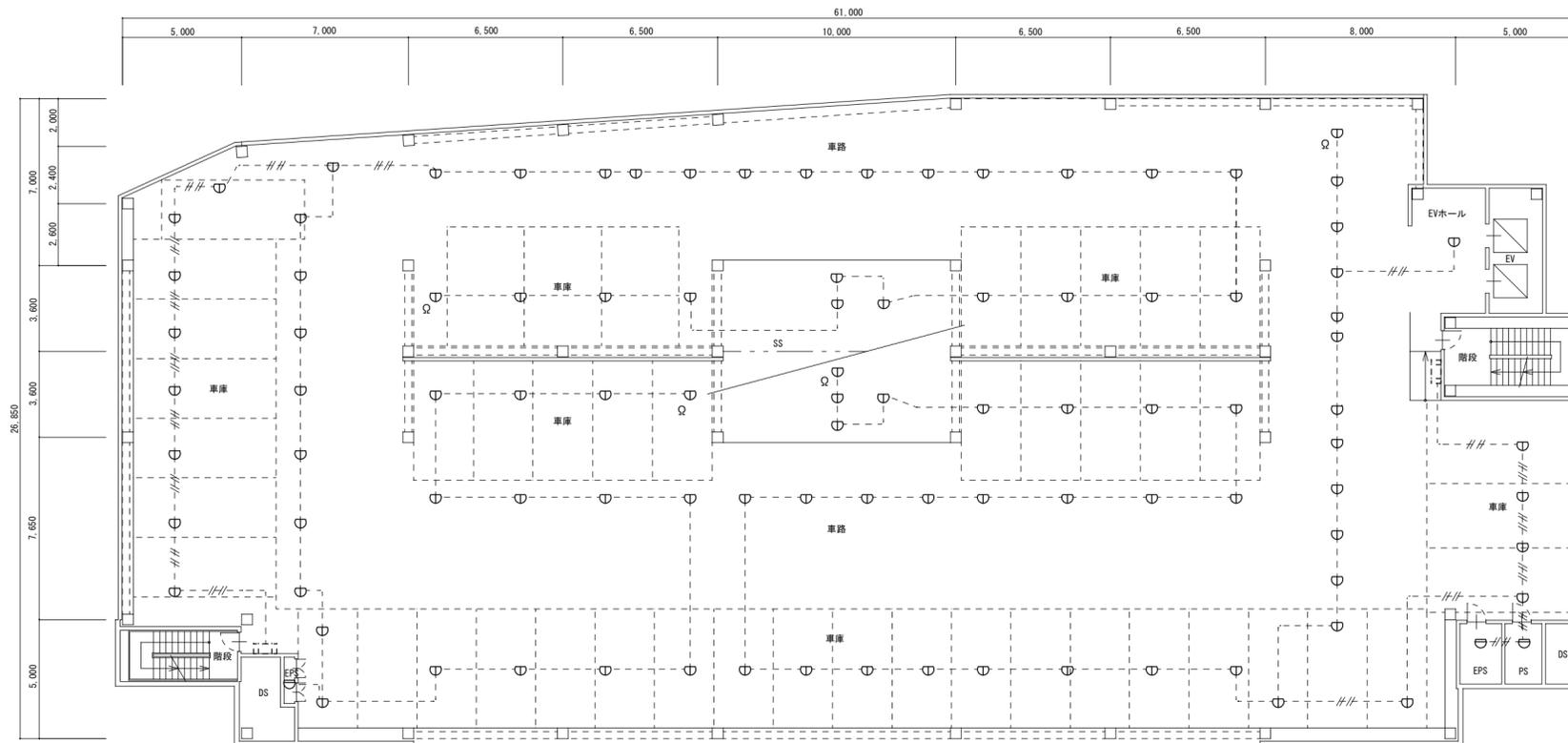


凡例表

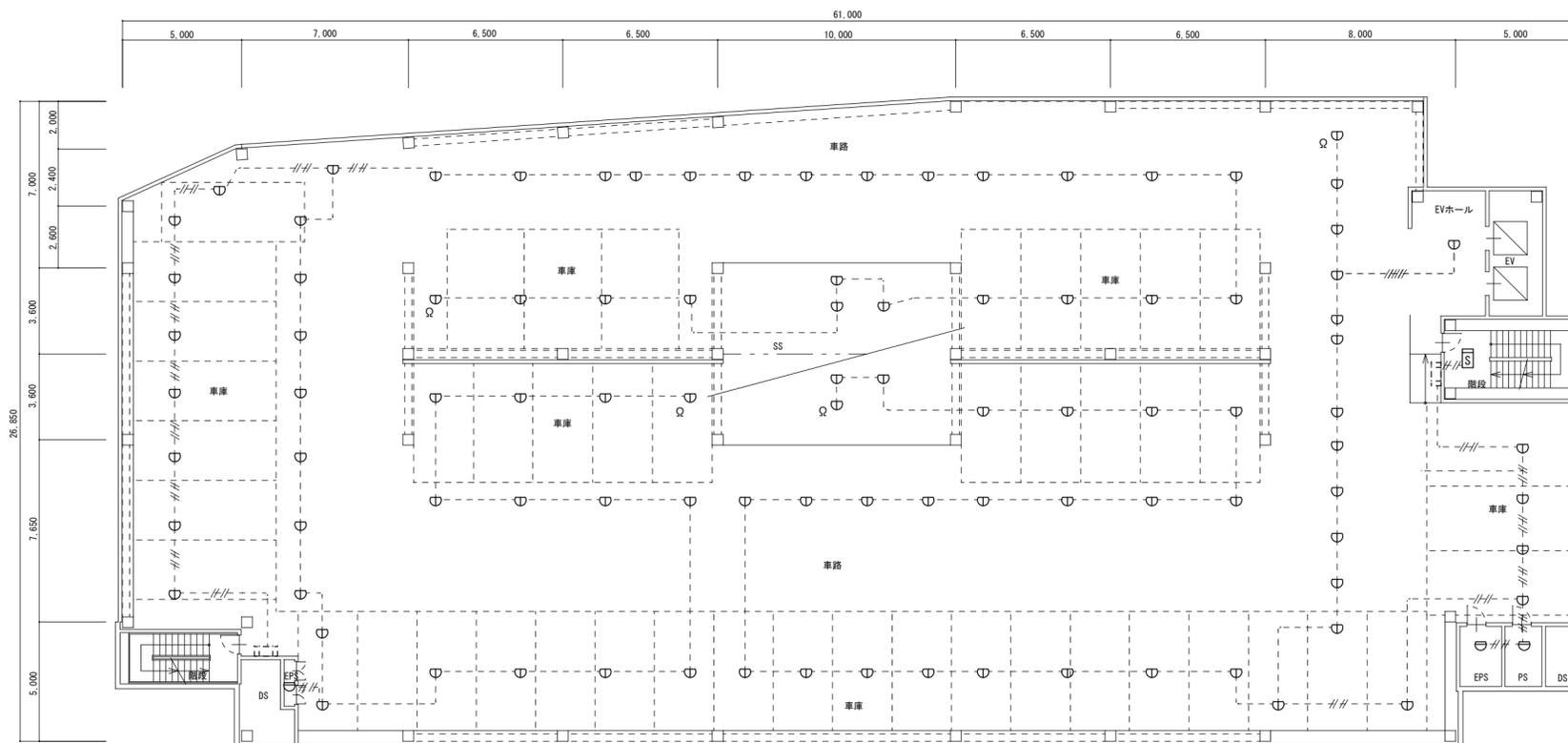
記号	名称	備考
□	粉末消火ボックス 発信機、表示灯内蔵	既設流用
⊞	煙感知器 2種	更新
⊖	差動式スポット型感知器 2種	更新
⊕	定温式スポット型感知器 1種防水	更新

※点線については修繕対象外とする。

---	AE 0.9-2C(16) 既設配線流用
-//-	AE 0.9-4C(16) 既設配線流用

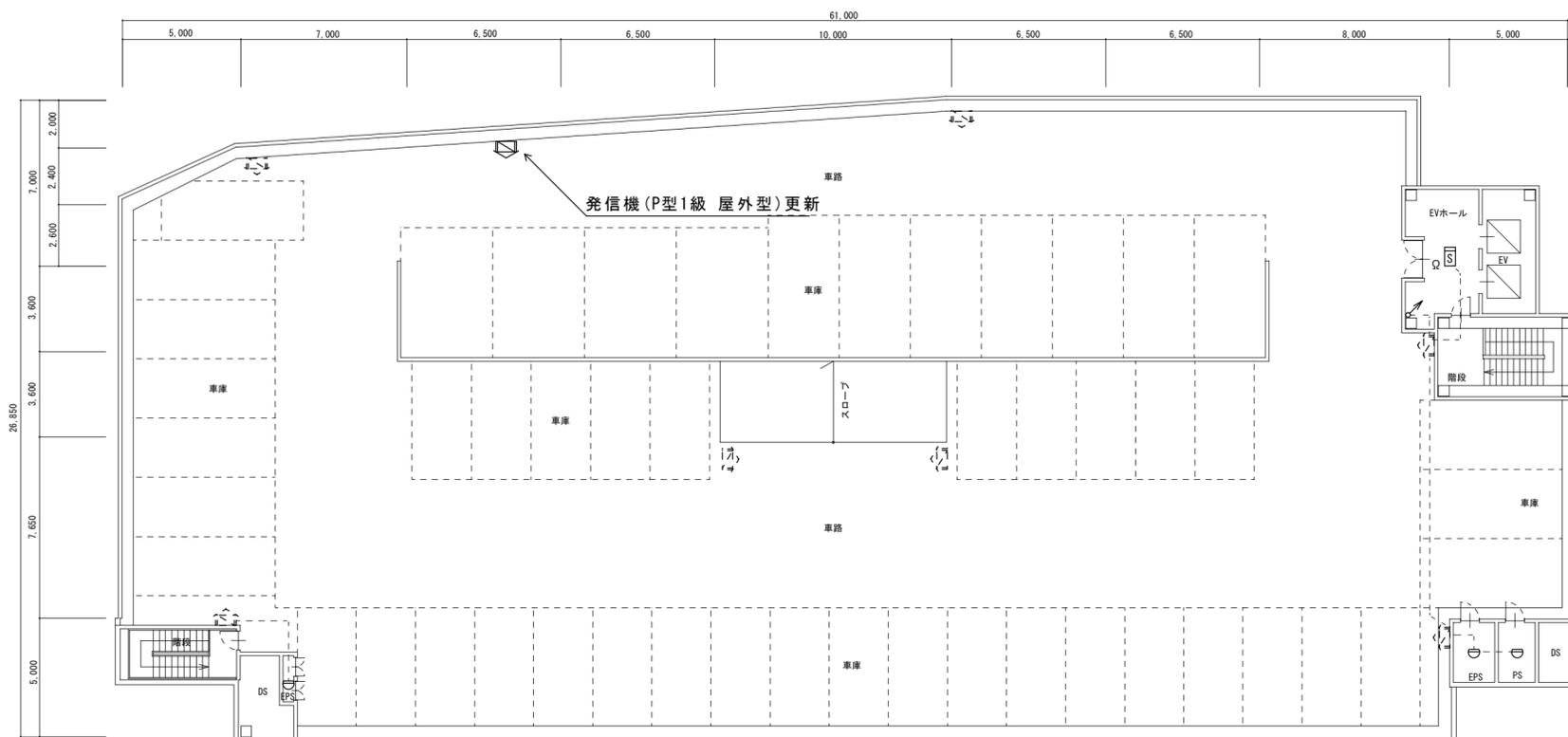


8階平面図 1/200

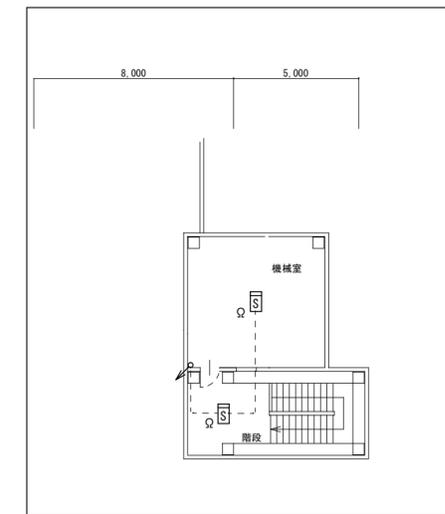


7階平面図 1/200

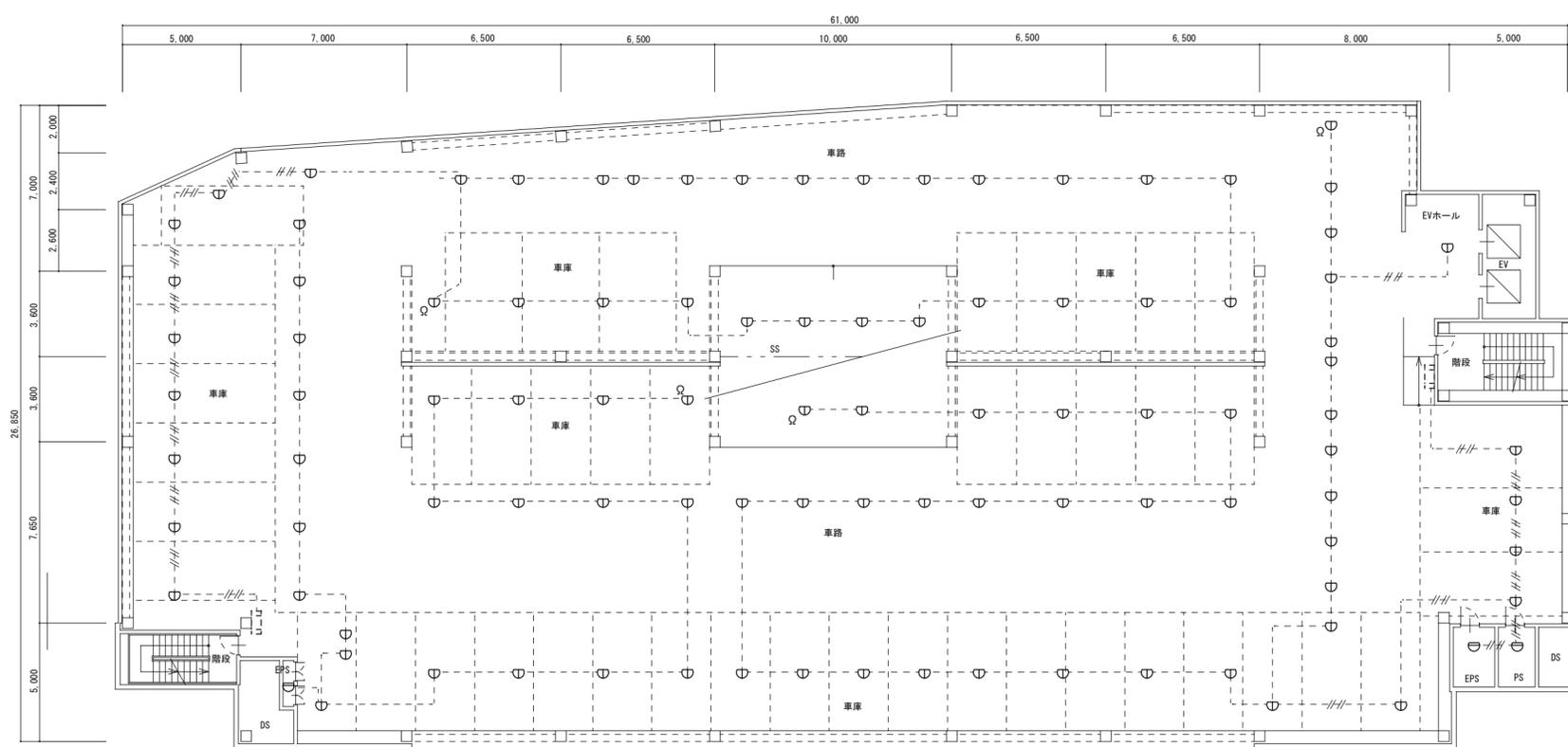




PH1階平面図 1/200



PH2階平面図 1/200



9階平面図 1/200

凡例表

記号	名称	備考
□	粉末消火ボックス 発信機、表示灯内蔵	既設流用
⊠	屋外型移動式粉末消火器 発信機、表示灯内蔵	発信機のみ更新
⊡	煙感知器 2種	更新
⊖	差動式スポット型感知器 2種	更新
⊕	定温式スポット型感知器 1種防水	更新

※点線については修繕対象外とする。

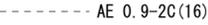
---	AE 0.9-2C(16) 既設配線流用
-/-/-	AE 0.9-4C(16) 既設配線流用

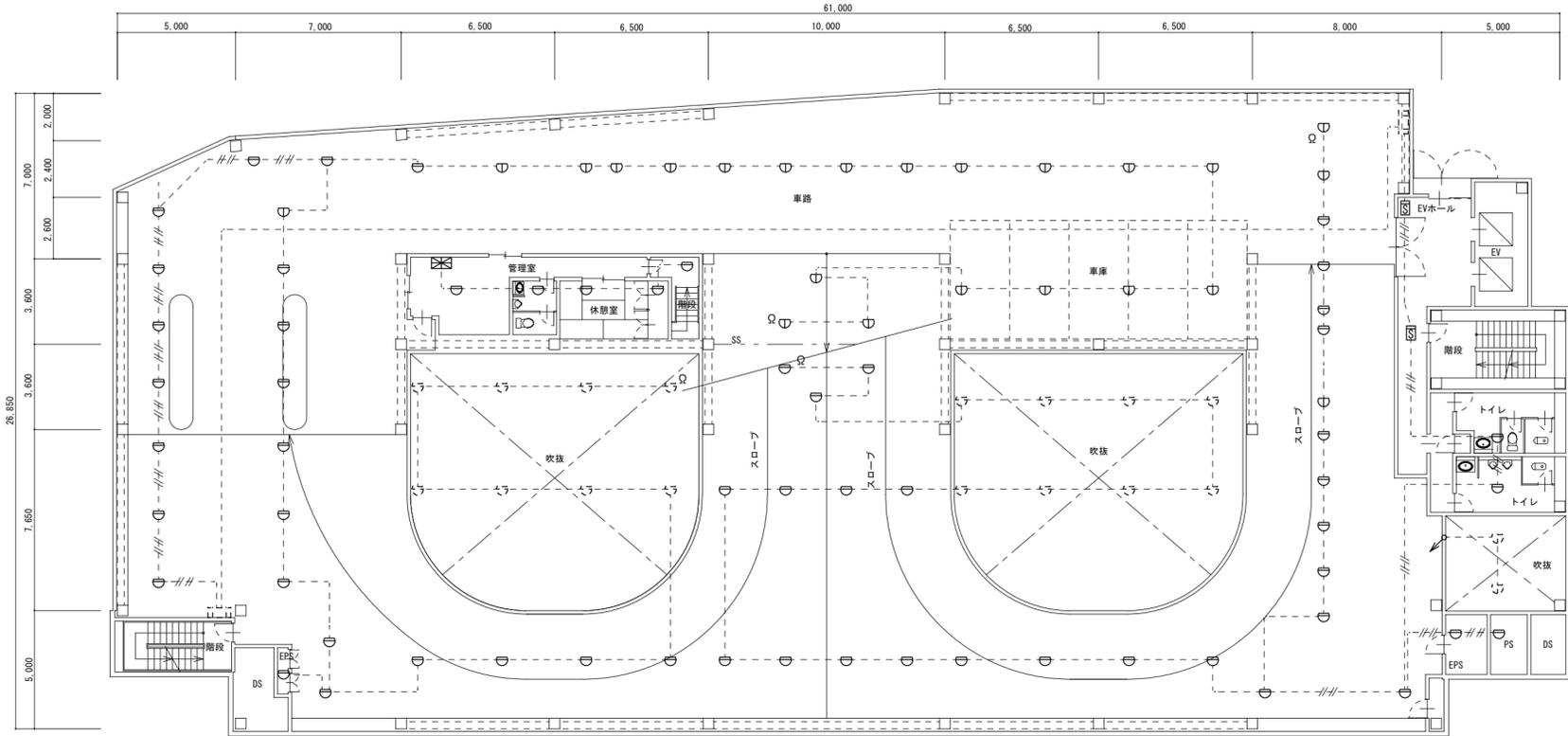


凡例表

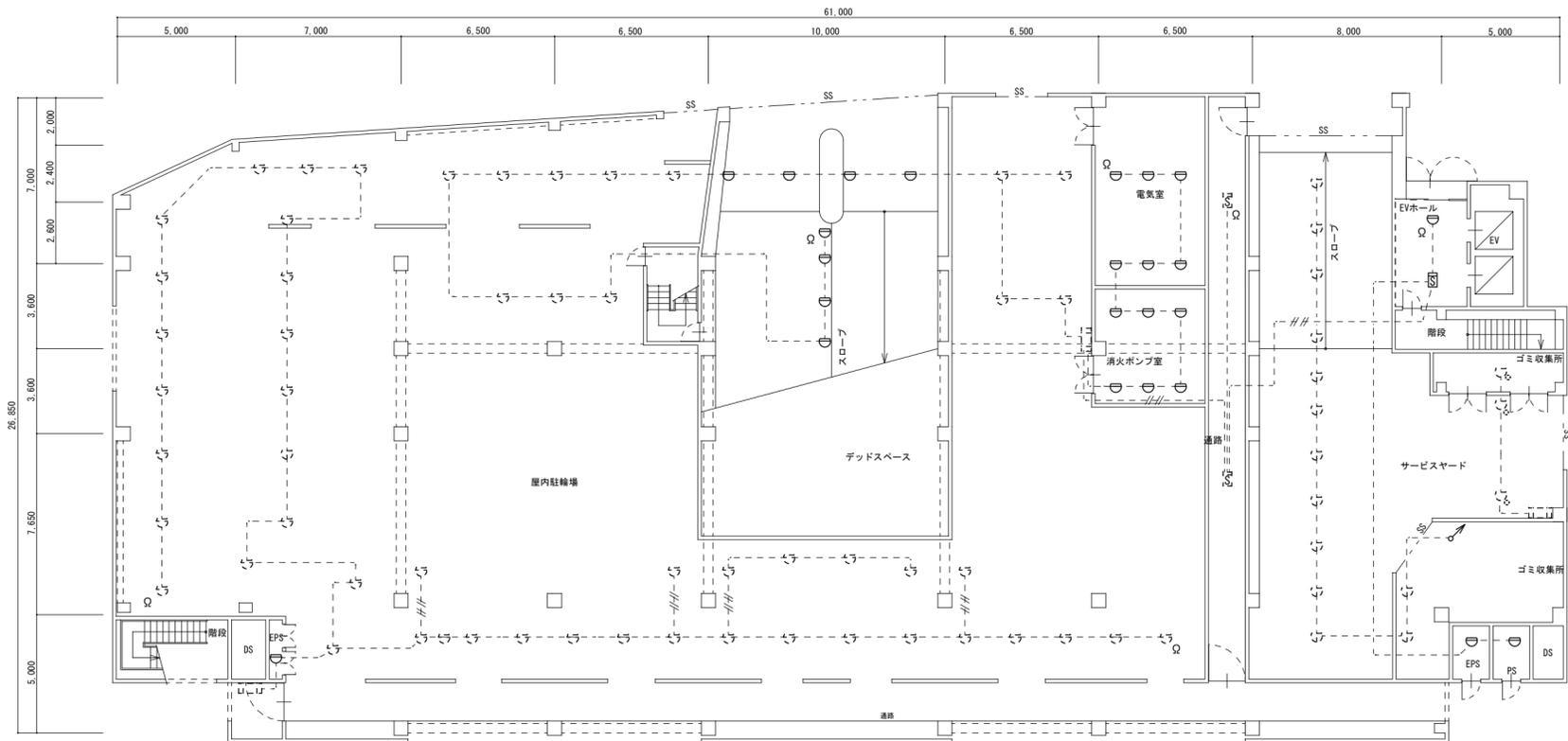
記号	名称	備考
	複合受信機 P-1-85L	撤去
	粉末消火ボックス 発信機、表示灯内蔵	既設流用
	煙感知器 2種	撤去
	差動式スポット型感知器 2種	撤去
	定温式スポット型感知器 1種防水	撤去

※点線については修繕対象外とする。

	AE 0.9-2C(16) 既設配線流用
	AE 0.9-4C(16) 既設配線流用



2階平面図 1/200



1階平面図 1/200

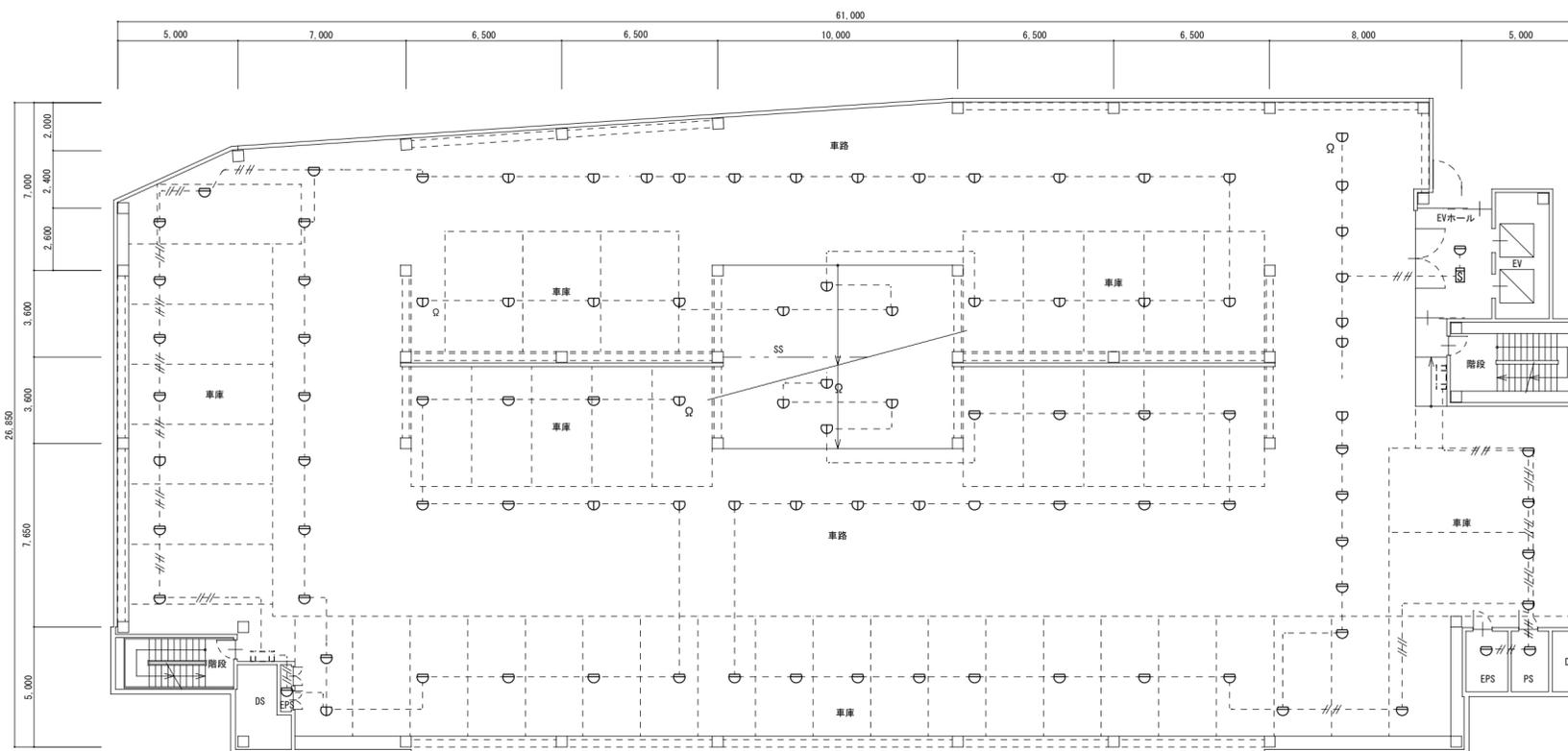


凡例表

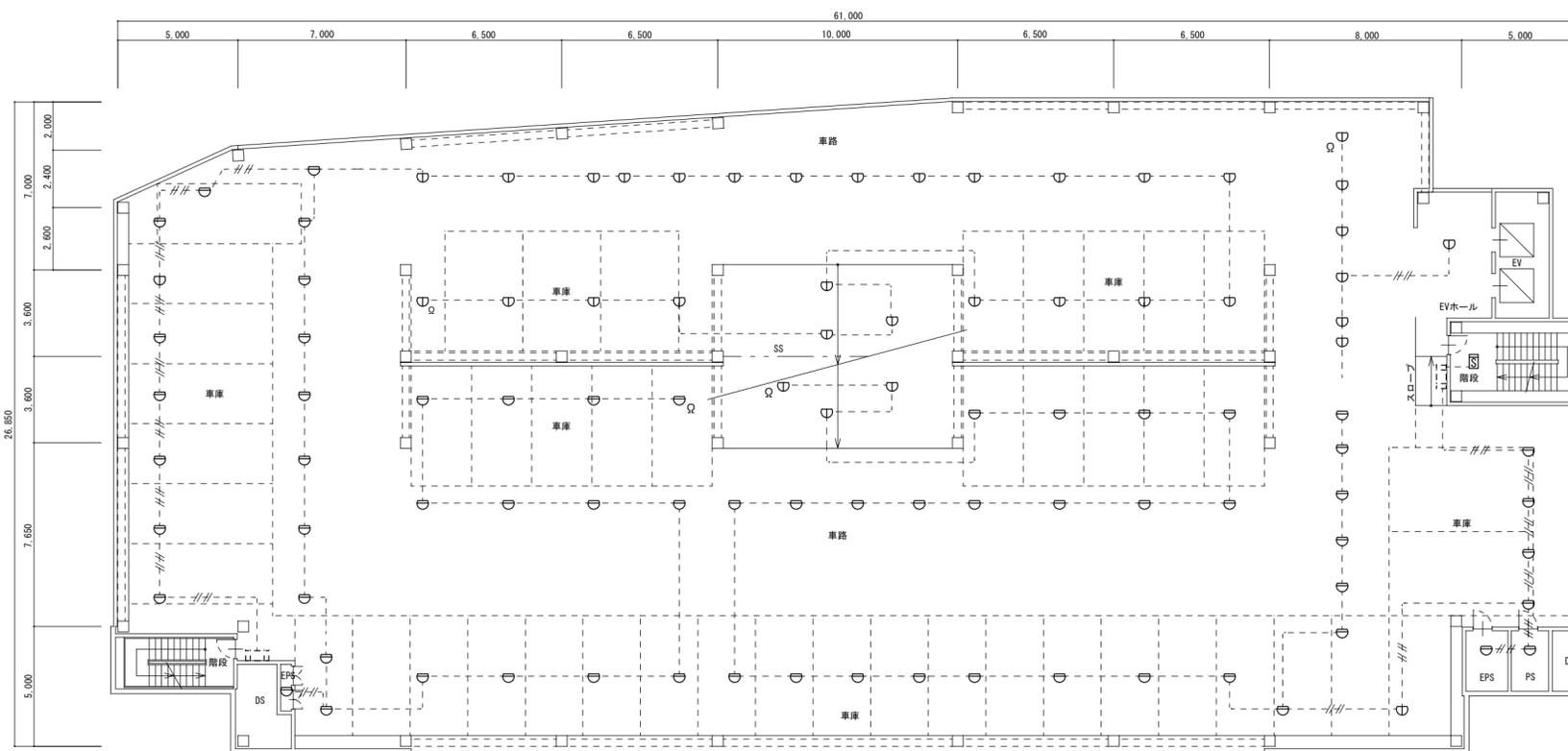
記号	名称	備考
□	粉末消火ボックス 発信機、表示灯内蔵	既設流用
⊞	煙感知器 2種	撤去
⊖	差動式スポット型感知器 2種	撤去
⊕	定温式スポット型感知器 1種防水	撤去

※点線については修繕対象外とする。

-----	AE 0.9-2C(16) 既設配線流用
---//---	AE 0.9-4C(16) 既設配線流用



4階平面図 1/200



3階平面図 1/200

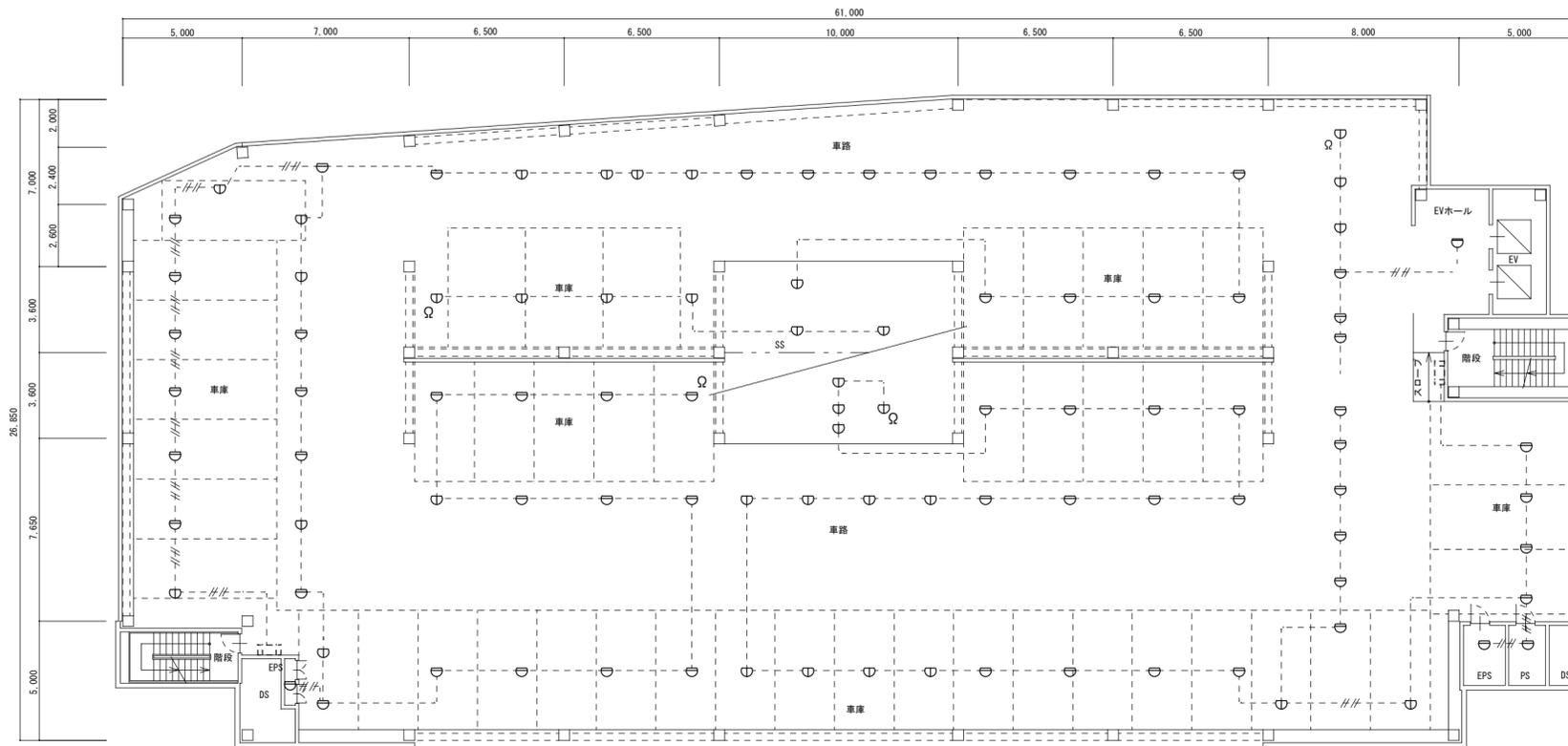


凡例表

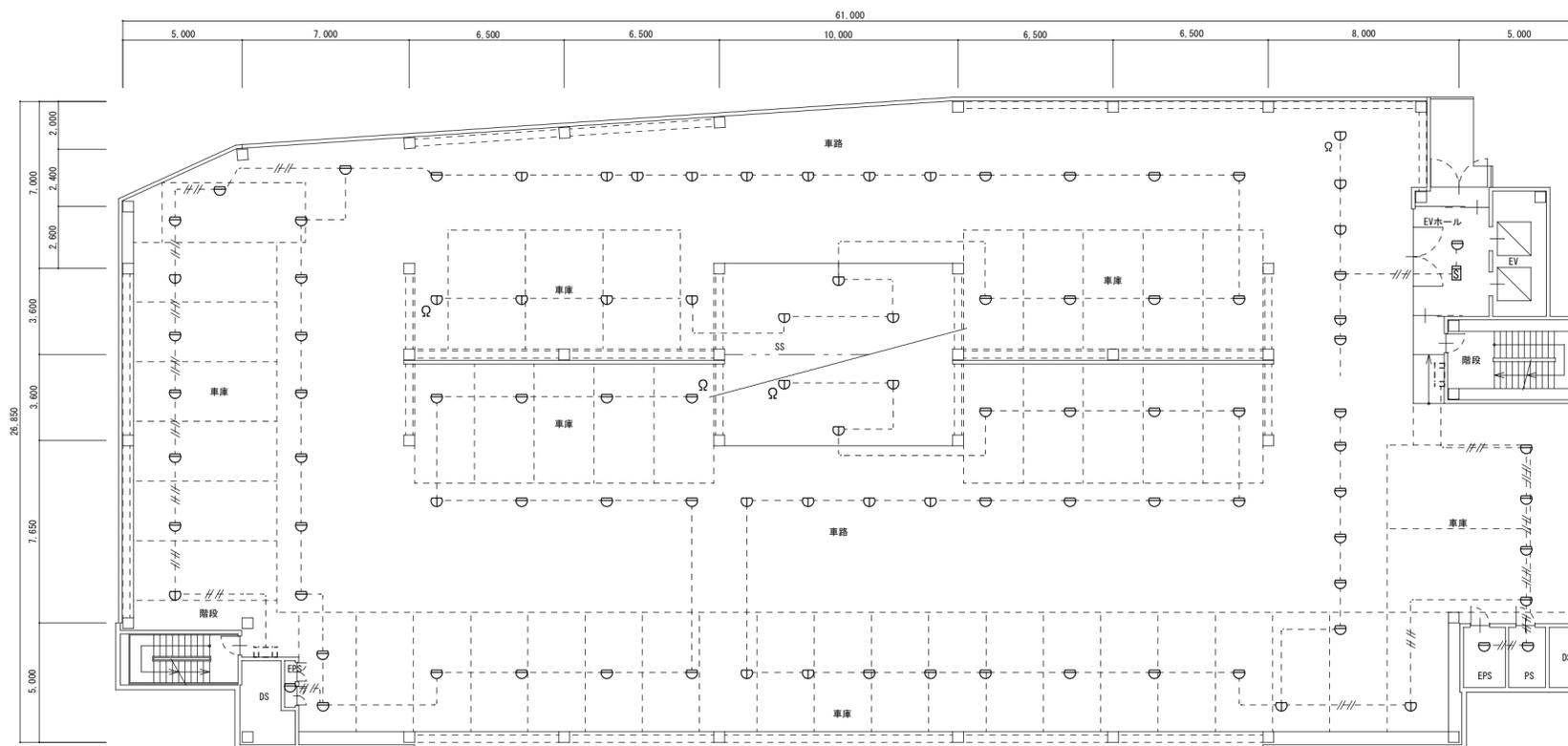
記号	名称	備考
□	粉末消火ボックス 発信機、表示灯内蔵	既設流用
Ⓢ	煙感知器 2種	撤去
⊖	差動式スポット型感知器 2種	撤去
⊕	定温式スポット型感知器 1種防水	撤去

※点線については修繕対象外とする。

-----	AE 0.9-2C(16)	既設配線流用
- - - - -	AE 0.9-4C(16)	既設配線流用



6階平面図 1/200



5階平面図 1/200

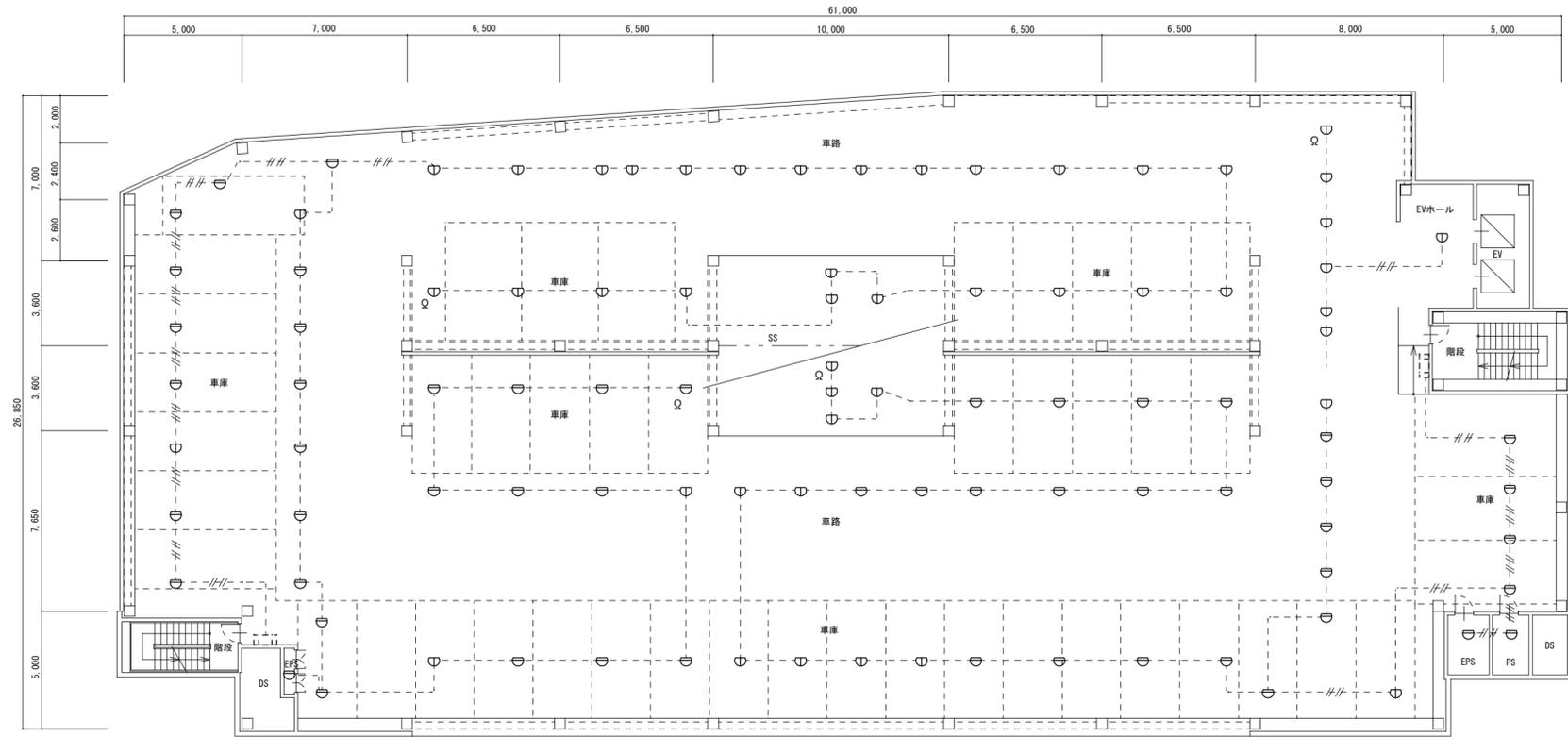


凡例表

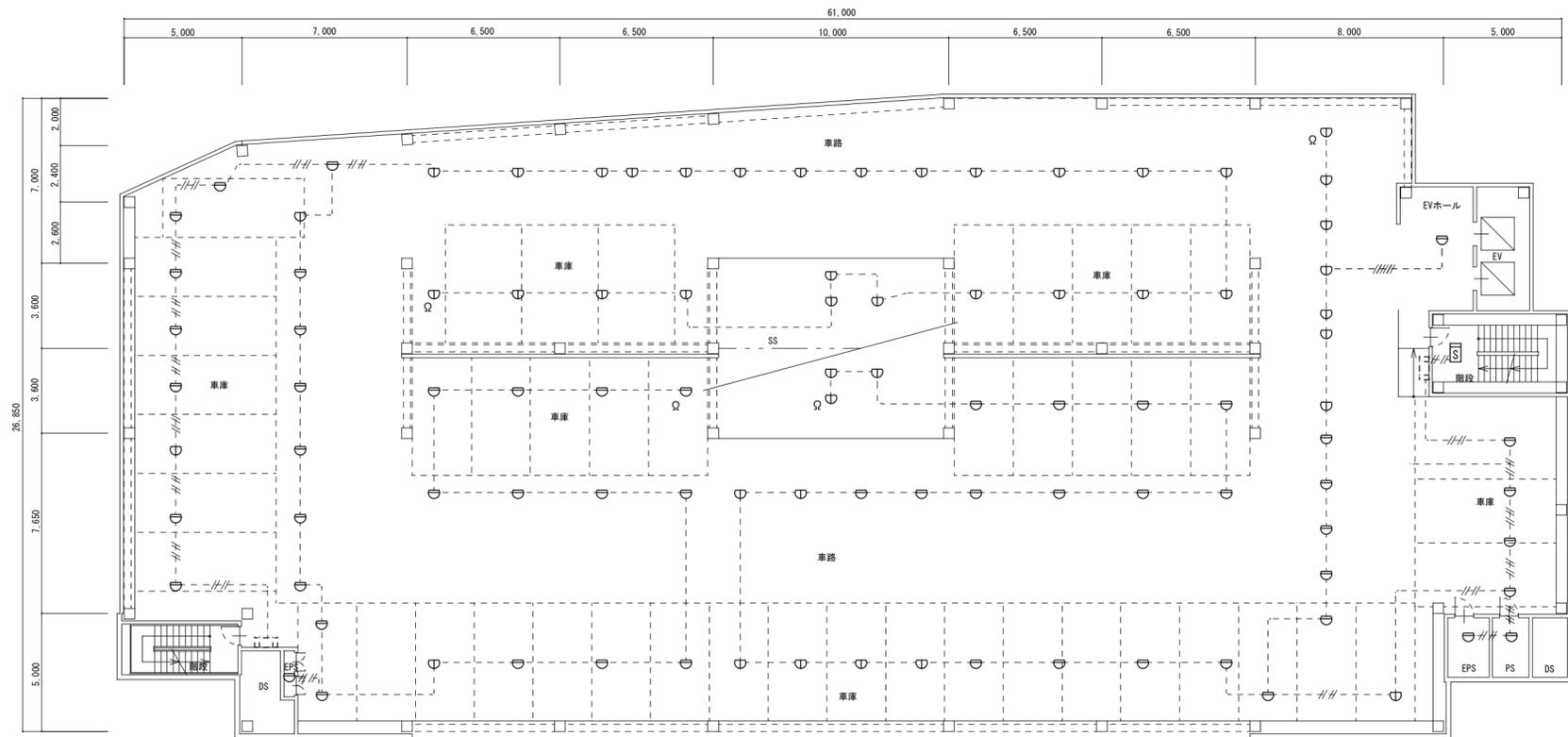
記号	名称	備考
□	粉末消火ボックス 発信機、表示灯内蔵	既設流用
⊠	煙感知器 2種	撤去
⊖	差動式スポット型感知器 2種	撤去
⊕	定温式スポット型感知器 1種防水	撤去

※点線については修繕対象外とする。

- AE 0.9-2C(16) 既設配線流用
- - - AE 0.9-4C(16) 既設配線流用

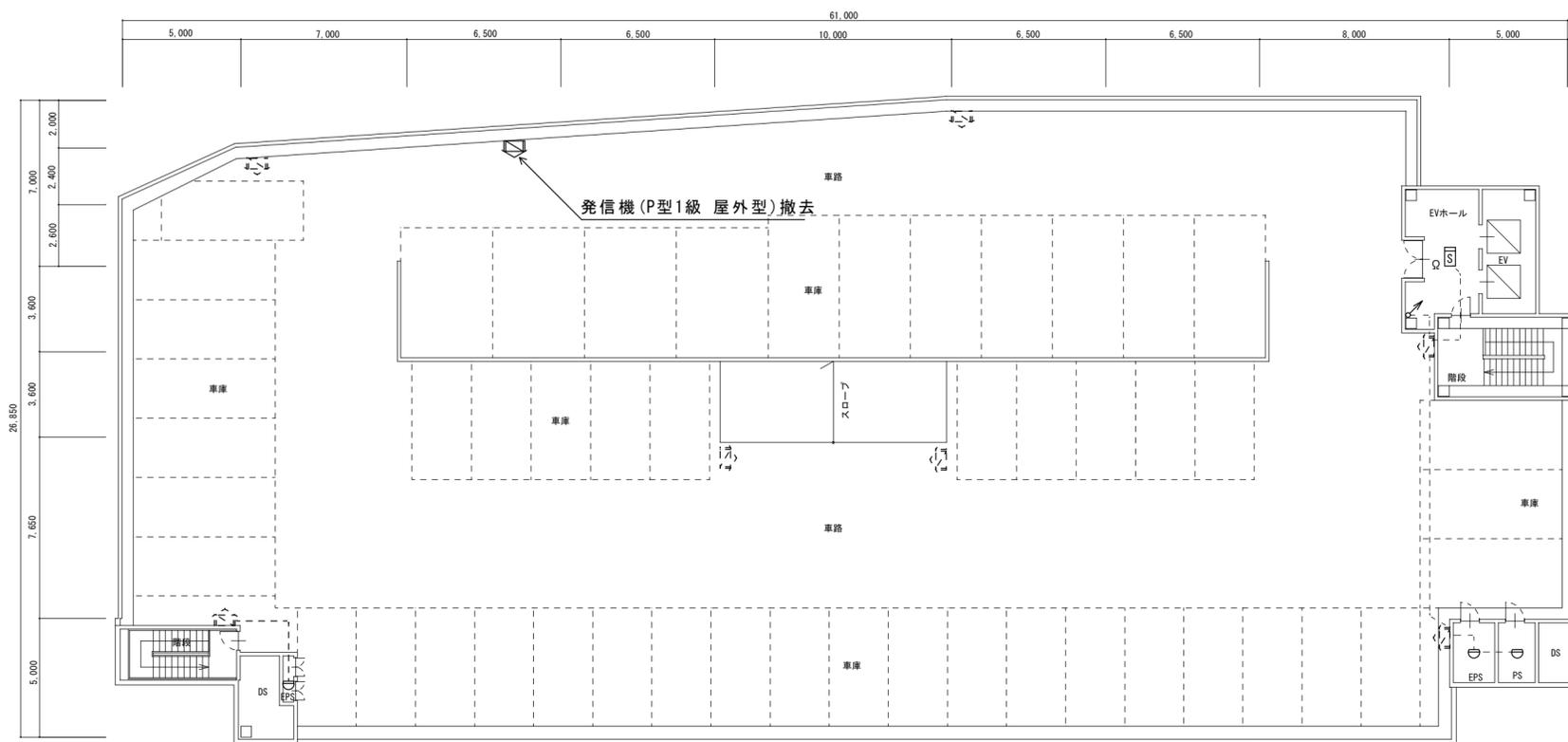


8階平面図 1/200

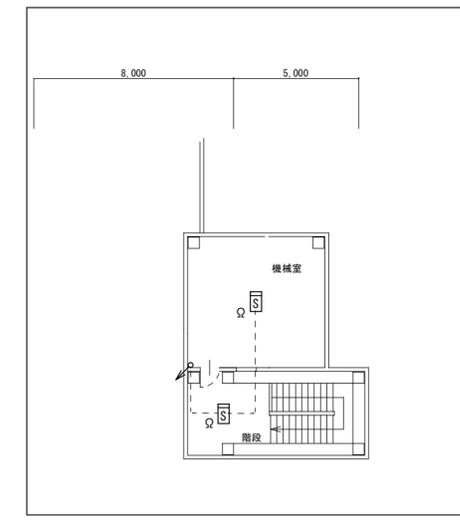


7階平面図 1/200

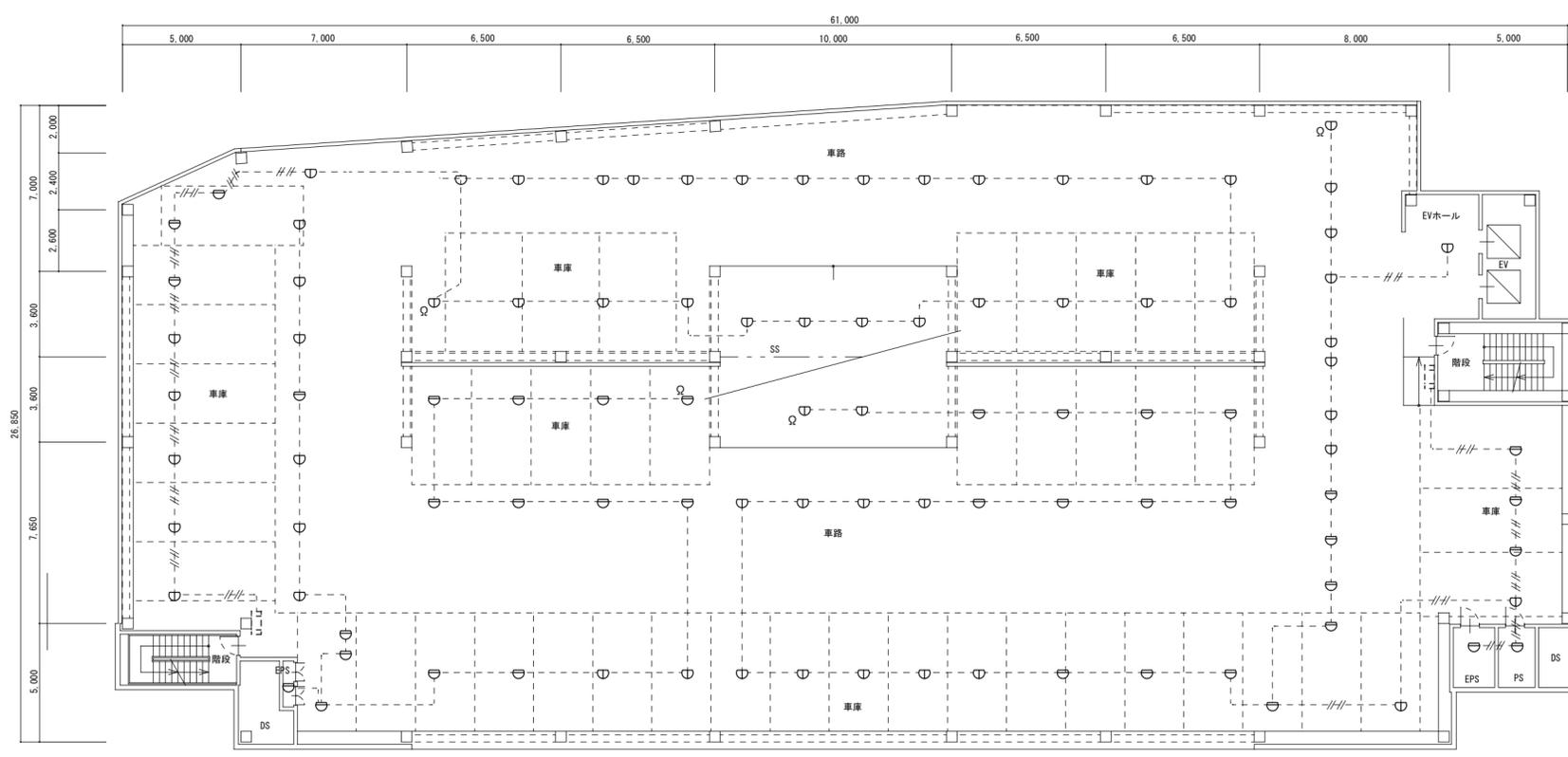




PH1階平面図 1/200



PH2階平面図 1/200



9階平面図 1/200

凡例表

記号	名称	備考
□	粉末消火ボックス 発信機、表示灯内蔵	既設流用
⊠	屋外型移動式粉末消火器 発信機、表示灯内蔵	発信機のみ撤去
⊞	煙感知器 2種	撤去
⊖	差動式スポット型感知器 2種	撤去
⊕	定温式スポット型感知器 1種防水	撤去

※点線については修繕対象外とする。

---	AE 0.9-2C(16) 既設配線流用
-/-/-	AE 0.9-4C(16) 既設配線流用

